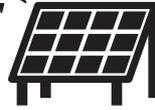
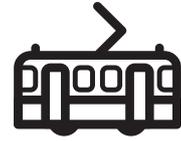


みらいのために

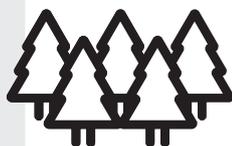


札幌市環境教育・環境学習基本方針

2019年3月 札幌市



みんなのために



改定にあたって



札幌市では、環境に配慮した行動が社会全体に定着し、次世代に継承されていくことを目的として、1996年（平成8年）3月に策定した「札幌市環境教育・学習基本方針」を2007年（平成19年）3月に改定（「札幌市環境教育基本方針」に改題）しました。

前方針では、環境教育をより実効性のあるものにするため、特に「子ども」を重点化の対象とし、学校における環境教育を重視することとしました。

その後、教育委員会との緊密な連携の下、小学校で使用される環境副教材を全児童に配布するなど、学校での環境教育に力を入れるとともに、環境教育の拠点施設である「札幌市環境プラザ」を活用し、情報発信や体験学習、学びの場の提供など、環境保全を広める活動に取り組んできたところです。

改定から10年余りの間に、国連におけるSDGsの採択、パリ協定の発効および我が国の批准、第2次札幌市環境基本計画の策定など、環境教育を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような時代や社会の変化に対応し、将来にわたる持続可能な社会の実現に資するべく、環境教育の一層の推進を図るために、このたび、「札幌市環境教育・環境学習基本方針」として改定を行いました。

前方針において重点化対象としていた子どもに対する環境教育は、今後も継続していきますが、今回の改定では、より広い視野で環境教育・環境学習を捉え直しました。

これからは、本方針に基づいて、学校・家庭・市民活動団体・事業者などとの協働により環境教育を進めていきます。

また、本方針に基づく取り組みを定期的に検証する体制を整備し、施策の進捗状況や効果などの評価も行っていきます。

結びに、方針の改定にご尽力をいただきました札幌市環境教育基本方針推進委員会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

2019年（平成31年）3月

札幌市長 秋元克広

もくじ

はじめに	4
本方針の全体構成	5
第1章 改定の背景と目的	6
1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化	6
(1) 第2次札幌市環境基本計画の策定	6
(2) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の公布・施行	7
(3) 環境問題に関わる国際的な動き	7
(4) 札幌市教育振興基本計画の策定・改定	8
(5) 学習指導要領等の改訂	9
2 改定の目的	10
3 本方針の位置付け	11
第2章 基本的な事項	12
1 基本理念	12
2 目指す将来像	12
3 環境教育・環境学習を行う際に重視すべき点	13
(1) 自然からの恩恵や命を大切にしている感性を持つ	13
(2) 体験により実感を伴う学習をする	13
(3) 生涯にわたって継続して学習する	14
(4) 経済的側面、社会的側面も同時に向上させるよう配慮する	14
(5) 理解度や実践度に応じた働き掛けをする	15
第3章 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習	16
1 環境教育・環境学習に生かすべき札幌の特徴	16
2 環境教育・環境学習が対象とする分野と内容	18
(1) 健康で安全な生活環境の確保に関する事	18
(2) 低炭素社会の実現に関する事	21
(3) 循環型社会の実現に関する事	24
(4) 自然共生社会の実現に関する事	27

第4章 環境教育・環境学習の進め方.....	30
1 札幌市が主体となって推進する取り組み	30
(1) 学校などの教育機関等で行われる環境教育の推進	30
(2) 「環境人材」の育成.....	35
(3) 環境教育・環境学習の場と機会の充実	37
(4) 普及啓発のための情報の発信・広報と行動の後押し.....	40
2 さまざまな担い手に期待される取り組み	41
(1) 家庭.....	41
(2) 地域.....	41
(3) 市民活動団体・事業者など.....	43
第5章 環境教育・環境学習の推進体制と点検等	44
1 推進体制.....	44
2 点検・評価・改善.....	44
3 本方針の見直し	44
資料編.....	45
1 前方針に基づく取り組みの実績と評価	46
2 改定までの検討経過.....	51
3 札幌市の主な環境関連施設	56
4 法令等の関係条文.....	60

はじめに

私たち人間は一つの生物種として、この地球の上で他の生物と運命共同体ともいえる関係を成しています。

人間は、化石燃料をはじめとした地球上のさまざまな資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きており、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになってきました。

地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与え始めており、札幌にいなながら、世界のさまざまな場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

私たちは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇等、人間の活動に起因する現代社会におけるさまざまな問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの解決につながる新たな価値観や行動等に変化を起こして、将来にわたって持続可能な社会を実現していかなければなりません。

そのためには、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動が環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取り組みの方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、「行動」に結び付けていくための環境教育・環境学習が必要です。

環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があります。

持続可能な社会の実現のため、変革を進める人としての役割を担う子どもたちに働き掛けていくことは、これからも環境教育・環境学習の中心であり続けます。

そして大人に対しては、未来に持続可能な環境を引き継ぐため、子どもたちの見本となって環境保全について考え、行動を変えていくことを促すような環境教育・環境学習を行っていきます。

この方針は、以上のことを踏まえた上で、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考え方を明らかにするとともに、継続的に取り組みを進めていくための方向性を示すものです。

「環境教育・環境学習」とは

「環境教育」という言葉は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」で、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義されています。

本方針でもこの定義を踏襲しますが、「教育」よりも自ら主体的に学ぶ印象が強い「学習」という言葉を併せて使うこととし、「環境教育・環境学習」と表現します。

本方針の全体構成

第1章

改定の背景と目的

環境教育や環境学習を取り巻く状況の変化、改定の目的

第2章

基本的な事項 ～ 環境教育・環境学習の理念、目指すもの ～

1 基本理念

みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます

2 目指す将来像

3 環境教育・環境学習を行う際に重視すべき点

第3章

札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習 ～ 市民に理解を促す内容～

健康で安全な
生活環境の確保

低炭素社会
の実現

循環型社会
の実現

自然共生社会
の実現

第4章

環境教育・環境学習の進め方 ～ 市民に理解を促すための取り組み ～

札幌市が主体となって
推進する取り組み

学校などの教育機関等で行われ
る環境教育の推進

「環境人材」の育成

環境教育・環境学習の場と機会の
充実

普及啓発のための情報の発信・
広報と行動の後押し

さまざまな担い手に
期待される取り組み

家庭での取り組み

地域での取り組み

市民活動団体・
事業者などの取り組み

第5章

環境教育・環境学習の推進体制と点検等

第1章 改定の背景と目的

1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化

(1) 第2次札幌市環境基本計画の策定

札幌市は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「札幌市環境基本計画」（1998年（平成10年）策定）を全面的に見直し、まちづくりの最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で定める方針や「札幌市環境基本条例」を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「第2次札幌市環境基本計画～次世代につなぐ環境首都・SAPPURUビジョン」（以下「第2次基本計画」という）を策定しました。

第2次基本計画では、2050年に実現を目指す札幌の環境の将来像を「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPURU」」と定め、その実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と施策の方向を次の「5つの柱」として整理しています。

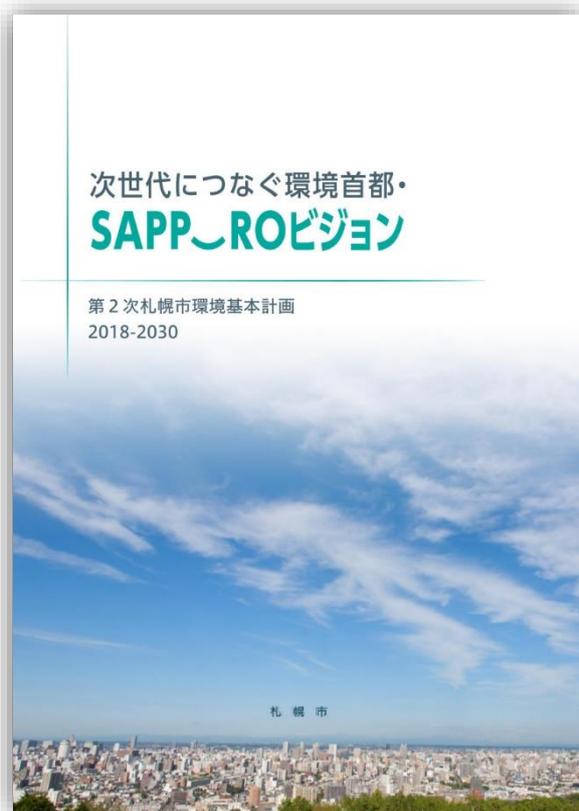
5つの柱

- ① 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現
- ② 積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現
- ③ 資源を持続可能に活用する循環型社会の実現
- ④ 都市と自然が調和した自然共生社会の実現
- ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進

これらのうち「⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進」の施策の方向として、「幅広い世代への環境教育・環境学習の推進」を掲げ、学校で行われる環境教育活動の支援をはじめとして、持続可能な都市の形成に向けて環境教育・環境学習を推進していくこととしています。

また、この計画を推進していくことで、後述するSDGs達成のために環境保全の側面から貢献していくことを目指し、5つの柱それぞれに関連するSDGsのゴール（目標）とターゲット（取り組み）を明記しています。

札幌の環境を将来にわたって保全し、持続可能な社会の実現を目指すため、具体的な取り組みを方向付けていく必要があります。



(2) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の公布・施行

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（2003年（平成15年）7月公布）は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「促進法」という）へと全部改正され、2011年（平成23年）6月に公布されました。

この中では、地方公共団体に対して、「その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を策定するよう促しています。

また、国では、促進法の規定により「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を2018年（平成30年）6月に更新し、公表しています。

これには、「知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間」や「既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間」といった環境保全推進のために求められる人間像のほか、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針などが記載されています。

札幌市で行われる環境教育・環境学習についても、国の考え方と整合性を図って進めていく必要があります。

(3) 環境問題に関わる国際的な動き

2015年（平成27年）にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月4日に発効しました。

この「パリ協定」は、気候変動枠組条約に加盟する196カ国の全ての国が参加する、2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みであり、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃未満（1.5℃以内に抑える努力を追求）に抑えることが掲げられ、そのために、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を、生態系が吸収できる範囲に収めるという長期目標が掲げられました。

また、2015年（平成27年）9月にアメリカ・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」を基本理念に、人間、地球および繁栄のための行動計画として、17のゴール（目標）と169のターゲット（取り組み）からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

国連に加盟する全ての国は、このアジェンダを基に、2015



年（平成27年）から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととしています。

我が国においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割等を示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めているほか、環境省においても、環境に関連している項目について、国内外における施策を積極的に展開することとしています。

札幌市は、2018年（平成30年）6月にSDGs未来都市に選定され、市全体としてSDGsの推進に資する取り組みを行うこととしています。

SDGs未来都市とは、SDGsの理念「誰一人取り残さない」に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通して、持続可能な開発を実現する潜在能力が高い都市・地域を内閣府が選定するものです。

札幌市がSDGsを推進するまちであることを広く市民に周知することに加え、市民一人一人が、温室効果ガス削減に貢献し、積極的に環境を守る都市「札幌」に住むことを誇りに思い、豊かな環境を未来に継承できるように、環境教育・環境学習を推進していく必要があります。

(4) 札幌市教育振興基本計画の策定・改定

札幌市教育委員会では、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的に、2014年（平成26年）2月に札幌市教育振興基本計画を策定し、さまざまな教育施策を進めてきました。

2019年（平成31年）2月には、2019年度（平成31年度）からの5年間で取り組む教育施策を盛り込んだ札幌市教育振興基本計画〈改定版〉を策定しましたが、これまでと同様に、世界の人々や次世代への思いをもって、環境と自分との関係性を考え、よりよく生きようとする態度を育むため、環境教育に係る施策を展開していくことを示しています。

また、2009年度（平成21年度）から各園・学校が共通で取り組んでいる「札幌らしい特色ある学校教育」においては、引き続き、その中核テーマとして「雪」「環境」「読書」を掲げ、関係部局が連携しながら、札幌の豊かな自然環境・人的環境・文化的環境を生かした特色ある学校教育を展開しています。

今後も、継続して、教育機関等で行われる環境教育・環境学習の充実を図っていく必要があります。

(5) 学習指導要領等の改訂

2017年(平成29年)3月以降、幼稚園教育要領および各学習指導要領が順次改訂・実施されています。

学習指導要領等には新たに前文が加えられ、「これからの学校(幼稚園)には、<中略>一人一人の生徒(幼児・児童)が、<中略>持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」とされており、全ての教科を通じて持続可能な社会に向けた教育(いわゆるESD¹)を行うべきことが強調されています。

教科別の解説においても、例えば小学校家庭科では「持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であると気付かせる」とされています。中学校社会科の地理的分野と公民的分野では、持続可能な開発目標(SDGs)に触れることとされるなど、持続可能な社会の担い手を育成することについて充実が図られています。

学習指導要領等では、子どもが生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)を推進することがポイントの一つとして示されています。例えば、生命の有限性や自然の大切さなどを学ぶに当たり、体験活動を重視し、家庭や地域社会との連携を継続していくよう工夫することが示されています。

今後は、こうした学習指導要領等の趣旨のほか、札幌市における学校教育の実情を考慮しながら、環境教育面での支援内容や取り組み内容を改善していく必要があります。

学習指導要領改訂スケジュール

	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	
幼稚園		周知・徹底	2018年度(平成30年度)から全面实施					
小学校	改訂	周知・徹底	移行期間			2020年度から全面实施		
			教科書検定	採択・供給	使用開始			
中学校		周知・徹底	移行期間				2021年度から全面实施	
			教科書検定	採択・供給	使用開始			
高等学校		改訂	周知・徹底	移行期間			2022年度から年次進捗で実施	
				教科書検定	採択・供給	使用開始		

(文部科学省発表の資料を基に札幌市が編集)

¹ 【ESD】 Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育) の略。地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくこと(think globally, act locally)を身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

2 改定の目的

札幌市では、持続可能な社会をつくるため、環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、判断・行動することのできる人を育てることを目標に、環境教育に関するさまざまな施策を進めてきました。

2007年（平成19年）に改定した「札幌市環境教育基本方針」では、地球環境問題を重点化テーマとして、また、子どもを重点化対象として、4つの取り組みの柱（①人材の育成、②情報の共有・活用、③プログラムの作成、④機会づくり・場づくり）を掲げていました。

この方針に基づいて、「エコライフレポート」をはじめとするさまざまな取り組みによって、多くの児童・生徒に環境問題に興味・関心を持ってもらうよう働き掛けを続けてきました（【<資料編>1 前方針に基づく取り組みの実績と評価】参照）。

「1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化」で紹介したように、国も世界も、持続可能な社会やその担い手づくりを進める姿勢をより強力に打ち出し、動き始めています。

このような背景の中、1(1)の第2次基本計画では、横断的・総合的な取り組みを推進するため、幅広い世代への環境教育・環境学習を進めることとしました。

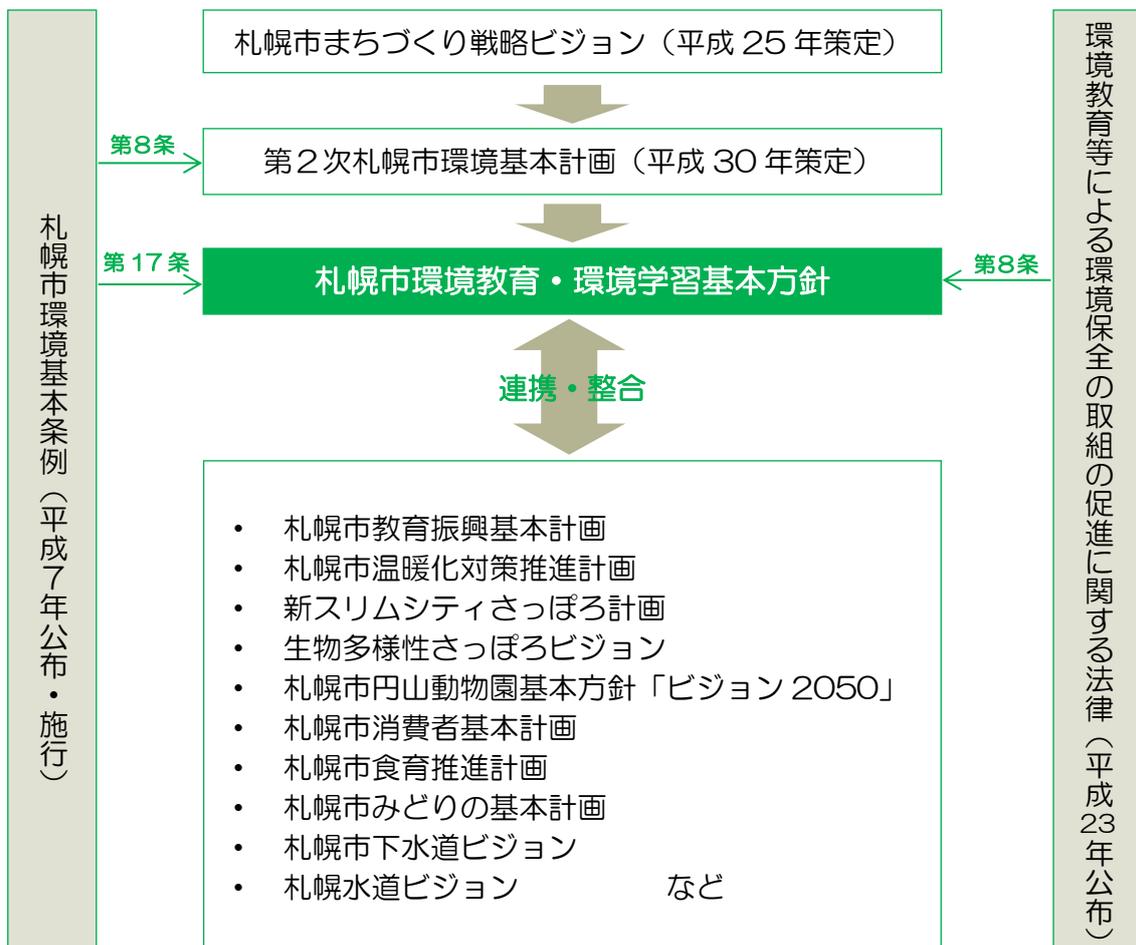
これらを受けて本方針では、より広い視野で環境教育・環境学習を捉え直すとともに、環境問題をより多くの人に伝え、環境に配慮した行動を促していくため、改定を行うこととしました。

3 本方針の位置付け

本方針は、札幌市環境基本条例第17条の規定に基づき、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考え方を明らかにするとともに、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で定める方針を踏まえて策定された、「第2次基本計画」における札幌の環境の将来像に近づくための環境教育・環境学習の取り組みの方向性を示すものです。

また、札幌市の教育分野の関連計画である「札幌市教育振興基本計画」や、環境分野の関連計画である「札幌市温暖化対策推進計画」、「新スリムシティさっぽろ計画」などと連携・整合を図ることとします。

なお、本方針は、促進法第8条が求める行動計画としての位置付けも有しています。



第2章 基本的な事項

1 基本理念

第2次基本計画で掲げる、2050年に実現を目指す札幌の環境の将来像である、次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」と、SDGsの理念である“誰一人取り残さない”持続可能な社会の実現のために、環境教育・環境学習の基本理念を以下のとおり定めます。

みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます

これからもずっと安心して暮らしていくためには、一人一人が環境について真剣に考えて、行動する必要があります。そこで、今のことだけではなく未来のことを想像し、自分のことだけではなく周りにはいるみんなのことを思い、そして、生き物同士のつながりなどの地球環境のことを真面目に考えて、やるべきことを自ら判断し、積極的に取り組む人「環境市民」を、学びを通して増やすことを基本理念としました。

2 目指す将来像

本方針による各種の取り組みが成果を上げ続けることによって、次のような社会が実現されることを目指します。

- ◎ 市民が「持続可能な都市²とは何か」について理解している。
- ◎ 市民が札幌の環境の良さを実感し、自ら環境を改善する行動を選択し、周囲の人たちの行動にも良い影響を与えている。
- ◎ 環境配慮行動を認識するための場、考える機会が十分に提供されている。

また、次に示す第2次基本計画が目指す2050年の将来像は、持続可能な札幌の都市像を表しており、本方針の基本理念で掲げた「みらい」の札幌を具現化したものでもあります。

第2次基本計画における将来像

- ◎ 市民一人一人が積雪寒冷地における生活のあり方を工夫し、改善し続けることで、将来にわたって自然の恵みを守り、札幌らしい豊かな暮らしの文化が根付いている都市
- ◎ 産学官民が協力して、地球温暖化対策や生物多様性の保全、持続可能な資源循環など、国や地球規模での環境問題の解決に率先して取り組み、国内外にその取り組みと魅力を発信している都市
- ◎ 北海道の豊富な自然エネルギーや資源を活用することで、エネルギーや製品の地産地消が進み、環境関連産業が発展した北海道内の経済的循環の中心となることが実現している都市

² 【持続可能な都市】 自然の恵みが守られ、食料やモノ、エネルギーなどが将来にわたって確保されるとともに、人々の暮らしも楽しく、健康的なものであり続ける都市のこと。

3 環境教育・環境学習を行う際に重視すべき点

(1) 自然からの恩恵や命を大切にしている感性を持つ

私たち人間は、地球上でさまざまな自然の恵みを受けながら生活しています。

これからも永遠に地球や自然と共存していくためには、自然との触れ合いや命の大切さ、尊さを感じ、理解するとともに、環境負荷を減らす行動を選択していくことが必要です。

また、地球上の命あるものは相互に関わり合い、支え合って存在しています。

札幌には、手つかずの自然である原始林や、生きた動物を間近で見ることができる動物園などがあり、自然や命の大切さを学ぶことができる環境に恵まれています。これらの自然や施設において、身近な生き物に触れることにより、恵み豊かな環境を大切に思う心を育てていくことができます。

クマやシカなど、人との生活の場が近い動物と共生していくこと、また、他の動物や植物の命を守り育てるために、外来種の駆除や在来種の個体数管理が必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

また、ペットを飼うことも人と動物とが共生するあり方の一つであり、動物愛護の精神を養い、心豊かな生活を送ることができるとともに、市民が責任を持ってペットを終生飼養³することで、命の大切さを身近に学ぶことにもつながります。

(2) 体験により実感を伴う学習をする

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは、具体的な行動には結び付きにくいものです。

特に子どもの頃に体験した驚きや感動などは、生涯における環境に対する価値観の形成に大きな影響を及ぼします。動物などの生き物との触れ合い、自然の中での体験は、環境の大切さを五感で体感（触れる・見る・聞く・嗅ぐ・味わう）し、環境を大切に思う心を養い、人格形成のためにも貴重なものです。

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、気付きを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点が重要となります。人は人とのつながりの中で知識を得て、理解を深め、価値観を形成させていきます。身近な家族や仲間のみならず、ときには、日常や人生の過程で深く接してこなかった人との出会いが、つながりの本質や自身の社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因にもなり得ます。

体験の内容は、自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、ロールモデル（模範・手本）となるような人との交流体験も重要となります。

³ 【終生飼養】 動物がその寿命を迎えるまで適切に飼うこと。

こうした体験の学びの実践においては、

- ◎ 学ぶ側が主体であることを十分に意識すること
- ◎ 感性を動かして、自ら考えるというプロセスを設けること
- ◎ 体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること
- ◎ 人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること
- ◎ 特定の結論や価値観に誘導しないように留意すること
- ◎ 自己決定の機会を設け、それを尊重すること

などに配慮することで、これまでになかった気付きや感動を得たり、自尊心や創造力を高めたりすることができます。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、体験活動を一過性のイベントで終わらせないことも重要です。そのためにも、実践に関わる者が、おのこの実践のねらいの具現化や、実践による効果（意識や行動の変化、創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくことが必要です。

(3) 生涯にわたって継続して学習する

持続可能な社会の実現のために、私たちは、生涯を通じて環境保全の意識を持ち、自ら考え、学ぶとともに、環境負荷の少ない生活を送ることが大切であり、環境教育・環境学習は継続的・持続的に行われなくてはなりません。

幼児期から生涯にわたって、継続的に必要とされる環境教育・環境学習の取り組みを進める際には、市民の学習ニーズを的確に捉えながら、関係部局や関係機関などが連携し、身近な地域で学べるよう支援することが必要です。

(4) 経済的側面、社会的側面も同時に向上させるよう配慮する

かつて、環境保全行動は、経済成長、事業の成長を阻害するものであり、社会の発展のためには、環境保全よりも事業の成長が優先されるという考え方が主流の時代がありました。生産性・効率性を求め続けた結果、社会は豊かにはなりましたが、地球環境に大きなダメージを与えてきたことが明らかになりました。

今や持続可能な社会を実現するためには、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であるとの認識が一般化し、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会の発展を犠牲にした環境保全も成立し得ず、これらを同時に達成していくことが求められています。

そのためには、環境と経済、社会のつながりを理解して行動し、課題を解決できる人材を増やし、他に広げることが必要です。

また、環境教育・環境学習を行うに際しては、環境保全活動と経済的な成長とのバランスを整えたり、従来の習慣を変えたり、新しい考え方を受け入れたりするまでには時間がかかることを理解し、寛容な態度でその幅を広げていくことが重要です。

(5) 理解度や実践度に応じた働き掛けをする

環境問題について関心がない人から環境問題の専門家として活動する人まで、人々の環境に対する関心度には差があるので、それぞれの対象者の理解度・実践度に合った方法で取り組みを行っていく必要があります。

ア 関心を持つ人・理解する人を増やす取り組み

環境問題に全く関心のない人、意識していない人には、まず初めに、環境問題は自分にも関係があることだと認知、理解してもらうことが必要です。

不特定多数を対象として呼び掛けを行う普及啓発（広報周知）や、関心度の混在する特定多数への情報伝達（学校等で行われる授業など）を通して、環境問題は全員が影響を受ける可能性が高いこと、また、環境問題の原因者にもなり得るという認識を促します。

イ 考える人・実行する人を増やす取り組み

環境問題や環境保全の活動について気付いた人や関心を持つ人には、より深く考えたりに行動に移したりするためのきっかけを提供することが効果的です。

関心度にあまり差がない人を対象として行う普及啓発、研修会、体験会、学習会などの形態で、行動を変える納得感や貢献意識を醸成したり、行動への障壁を下げるような後押しをしたりするような取り組みを行います。

ウ リードする人・広げる人を増やす取り組み

環境に配慮した行動をより多くの人に広げていくためには、優れた環境保全活動を他に知らせたり、他をリードする人を支援したりすることが必要です。

さらなる活動を目指す人のヒントや刺激となるよう、優れた事例を共有したり、優れた活動を表彰したりするなどの取り組みを行います。

また、すでに専門家として活躍している人の情報を他と共有したり、活動の場を紹介したりするなど、その活動をスムーズにするような支援を行います。

第3章 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習

1 環境教育・環境学習に生かすべき札幌の特徴

札幌は、四季の変化が明瞭で、みどりや水などの自然に恵まれています。このような豊かな環境は、私たちの生活に安らぎや活力を与え、毎年多くの観光客が訪れる魅力にもなっています。

都市の生活環境と自然環境とが接近していること、下水道や清掃工場など環境に関わる社会インフラ（基盤）が整っていること、さらに、環境プラザをはじめとした環境関連施設が市内各所に設置されていることなど、札幌の環境の魅力を十分に活用して、環境教育・環境学習を進めていく必要があります。

一方で、積雪寒冷地であることから、暖房エネルギー消費量は他地域よりも多く、特に市民生活に関わる部分からの温室効果ガス排出量が多いといった課題を抱えており、このような特性を踏まえた環境教育・環境学習も重要です。

札幌には、スパイクタイヤ⁴による粉じん問題を克服したり、河川の水質改善とカムバックサーモン運動によって豊平川にサケの遡上が復活したり、家庭ごみ排出ルールの変更をきっかけにごみの減量を実現したりという歴史もあり、これらの経験から学んだことを環境教育・環境学習につなげていくという視点も重要です。



参考資料：スパイクタイヤ規制

札幌は積雪寒冷地帯のため、冬期は路面が凍結することから、かつてはスパイクタイヤが使用されていました。

1970年代に急速に普及し、札幌など積雪寒冷地では、スパイクタイヤ装着率が100%近くになりました。スパイクタイヤの普及と同時に、アスファルトが削られることで上がる粉じんによる環境問題も発生し、社会問題化します。そして、1986年（昭和61年）に、札幌でスパイクタイヤ規制の条例化を求めて直接請求の署名運動が起こり、翌年、「札幌の街を車粉から守るためスパイクタイヤの使用を規制する条例」が施行されました。

その後、スパイクタイヤはほとんど使用されなくなり、粉じんによる環境問題は解消されました。



粉じんが舞っている様子



スパイクタイヤ

⁴ 【スパイクタイヤ】 主に金属製の鋏をトレッド面（路面と接する踏面）に打ち込んだ雪道走行用のタイヤ。鋏によるグリップで、圧雪や凍結した道路でも安定した走行ができる反面、積雪のない舗装路を走行すると、鋏が路面を傷つけてしまい、削られたアスファルトなどの粉じんによる環境汚染や健康被害などが問題視され、1990年（平成2年）6月公布・施行の「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」によりスパイクタイヤの使用が原則禁止された。



参考資料：豊平川の水質改善とカムバックサーモン運動

豊平川は、昔から多くのサケが帰ってくる川でした。1937年（昭和12年）から1953年（昭和28年）の間に、本格的なサケ増殖事業（親ザケの捕獲と稚魚の放流）が実施されていましたが、札幌の人口増加に伴い、家庭排水や工場排水が増えたことによって、魚もすめないほど水質が悪化し、事業は中止されます。

その後、下水道の普及によって、豊平川の水質は、1970年（昭和45年）ごろから次第に良くなり、1970年代後半にはサケが自然に繁殖できるほどの水質にまで回復しました。

1978年（昭和53年）、再びサケを呼び戻そうと市民団体「さっぽろサケの会」が設立され、「カムバックサーモン運動」が始まり、1979年（昭和54年）春には稚魚の放流を約30年ぶりに再開。1981年（昭和56年）秋には、そのサケが親ザケになって豊平川に帰ってきました。そのような、市民の河川への関心と豊平川独自のふ化場設置を求める声の高まりから、1984年（昭和59年）、「札幌市豊平川さけ科学館」が開館し、サケのふ化・放流や、サケや水辺の生き物を通じた環境保全の大切さを伝える環境教育を行っています。

サケの放流はその後も続けられ、自然産卵と人工増殖の両方によって、現在では、豊平川はサケの見られる川となっています。

なお、近年の調査で、豊平川に遡上するサケの半数以上が自然産卵由来の「野生魚」であることが明らかになりました。1980年代にカムバックサーモン運動によって遡上が復活したサケ個体群を、人の助けによらず自力で世代交代していける野生魚に戻すことを目指して、2014年（平成26年）に「札幌ワイルドサーモンプロジェクト」が始まっています。



参考資料：家庭ごみ排出ルールの変更と市民の協力により大幅なごみの減量を実現

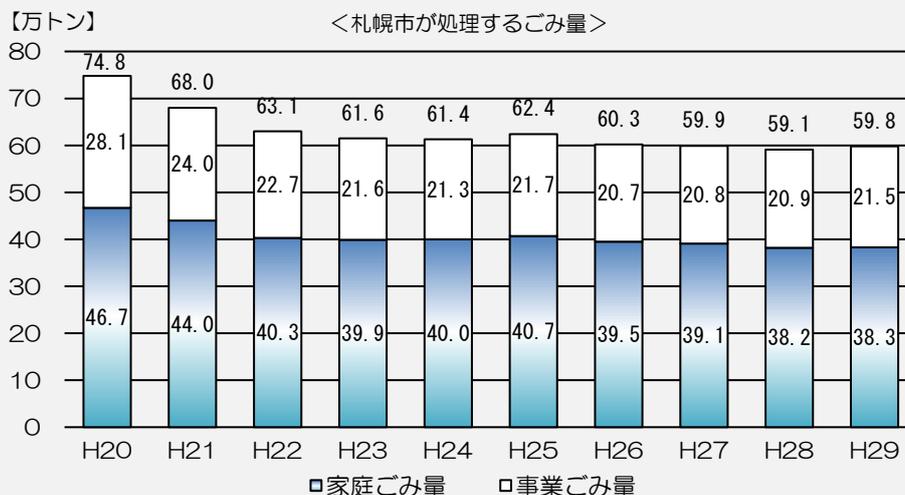
2008年（平成20年）ごろ、札幌市は、家庭から出るごみが思うように減らせず、新たな埋め立て地の確保も難しい中、既存の埋め立て地の残余年数は少なくなりつつありました。

また、篠路清掃工場の耐用年数も少なくなり、建て替えには多額の費用を要するといった課題もありました。

こうした問題を解決するために、家庭ごみの有料化や、「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集の開始などを含む「新ごみルール」を2009年度（平成21年度）に導入しました。

その結果、家庭から出るごみ（資源物を除く）が大きく減少したことにより、篠路清掃工場を廃止することが可能となり、また、埋め立て地の残余年数の大幅な延命化にも成功しました。

その後、札幌市で処理する、家庭ごみおよび事業ごみを併せたごみ排出量は、2017年度（平成29年度）に59.8万トンとなっており、2008年度（平成20年度）の74.8万トンと比べると約8割まで減少しています。



2 環境教育・環境学習が対象とする分野と内容

第2次基本計画に示される施策の方向と整合性を図り、本方針で扱う環境教育・環境学習の分野を以下のとおりとします。

- (1) 健康で安全な生活環境の確保に関すること
- (2) 低炭素社会の実現に関すること
- (3) 循環型社会の実現に関すること
- (4) 自然共生社会の実現に関すること

(1) 健康で安全な生活環境の確保に関すること

私たちの生活を取り巻く大気、水、土壌に汚染がなく安全な環境であることは、札幌で生活する人々にとって全ての活動の前提です。

私たちは、高度経済成長期に発生した公害などをさまざまな取り組みによって克服してきました。そして今後も生活環境が汚染されないように、努力を続けていく必要があります。

汚染のない安全な生活環境を確保するためには、絶えず維持管理を継続していく必要があること、また、安全な生活環境に慣れてしまうとそれまでの努力が忘れられがちであることを理解し、一人一人が汚染の原因をつくらないように認識を深めるための環境教育・環境学習が必要です。

また、年間約6mもの降雪がある札幌にとっては、気候変動の影響により大雨や大型の台風に加えて大雪のリスクも高まっており、異常気象にも対応できるような適応策についても認識を広げていく必要があります。

健康で安全な生活のために欠かせない「食」についても、食生活が自然の恵みによって成り立っていることや、食料の生産から消費に至る食の循環やフードマイレージ⁵などの理解を深めていくことが重要です。

----- この分野で理解を促すこと -----

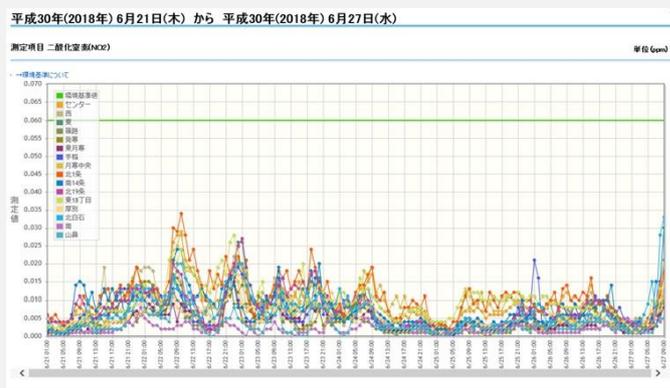
- ◎ 良好な大気、水、土壌その他の生活環境を確保するために行われている事業や仕事について
- ◎ 水生生物の生息調査などを通じた水辺環境の保全の重要性について
- ◎ 気候変動に伴い増加・激甚化している自然災害から身を守るための知識や普段からの備えについて
- ◎ 「食育」の一側面である、食の循環や環境・安全を意識した食生活について
- ◎ 公害を乗り越えてきた歴史や、現在の生活環境が先人たちの努力で作られてきたことについて

⁵ 【フードマイレージ】 食料の輸送距離の意。食材が、産地から消費者の元に届くまでの輸送に要する燃料やCO₂の排出量をその距離と重量で数値化した指標。

参考資料：大気汚染測定

札幌市では、大気汚染の現況を把握するために11カ所の一般環境大気測定局、5カ所の自動車排出ガス測定局を設置し、計16カ所で大気の状態を測定しています。

測定局の内部には、自動測定器が設置されており、24時間体制で大気に関するデータを収集しています。収集したデータは、市役所に設置されている環境情報センターに転送され、さまざまな統計や解析に使用されます。



札幌市大気環境観測データ速報システム

水辺の体験学習



札幌市では、学校・市民活動団体等が自主的に取り組んでいる水生生物観察会や水質調査に対し、水生生物調査ハンドブックの提供、観察用具の貸し出しや職員の派遣等の支援を行っています。



下水道の理解を深める出前授業



札幌市では、次世代の担い手となる子どもたちに、下水道について関心を持ってもらうことを目的として、子ども向けパンフレット「みんな知ってる？さっぽろの下水道」を作成し、配布しています。

当パンフレットの内容や各小学校のリクエストを基に出前授業を実施。札幌市下水道科学館の見学と併せて活用することで、さらに下水道に関する理解を深めています。



「みんな知ってる？さっぽろの下水道」



出前授業の様子

食育



食育とは、食事や食物に関する知識と選択力を身に付け、健全な食生活が送れるようにするための教育のことです。

札幌市では、市民が「食」に関するさまざまな知識を身に付け、「健全な身体」を培い、「食」に関する人々の苦労や努力、伝統的な食文化を理解することにより、豊かな心を育て、笑顔が広がるまちづくりを目指しています。

札幌市の取り組み

▼環境を考えた食生活実践のため、ごみの減量やリサイクルの推進

容器包装簡素化イベントの開催など

▼エコクッキングやフードリサイクルなど環境にやさしい食生活の推進

エコクッキングでの市民生活、生ごみのたい肥化の取り組み、さっぽろ学校給食フードリサイクルの取り組みなど

▼「さっぽろ食スタイル」の推進

札幌市では、北海道の豊かな食材を使用（地産地消）した、栄養バランスの取れた健康的な食事と、買い物から調理、片付け、保存まで、環境に配慮した食生活を「さっぽろ食スタイル」として提案・普及しています。

さっぽろ学校給食フードリサイクル



札幌市では従来からごみの分別、資源化の促進に取り組んでいます。その一環として、学校給食を作る過程で発生する調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、その堆肥を利用して作物を栽培し、それらを学校給食の食材に用いて子どもたちが食するという食物の循環「さっぽろ学校給食フードリサイクル」に2006年度（平成18年度）から取り組んでいます。

単に学校給食の調理くずや残食のリサイクルだけではなく、食や環境を考え、食べ物を無駄にせず、物を大切にする子どもを育てることを目指しています。



学校給食



調理くず・残食



作物



堆肥



(2) 低炭素社会の実現に関すること

温室効果ガスの増加が地球温暖化を招き、異常気象（極端現象）を引き起こしているといわれています。

しかしながら、私たちの生活は、その大部分が化石燃料⁶を由来とするエネルギーに支えられています。特に札幌は、冬期の暖房エネルギー消費量が他地域よりも多く、化石燃料由来のエネルギー消費を削減していく必要があります。

このためには、灯油やガスなどの消費を減らす省エネの推進や、再生可能エネルギーへの転換、エネルギー効率を高めることなどが有効ですが、これらは温暖化対策のみならず、エネルギー自給率の向上につながり、エネルギーの安定確保や、エネルギー調達に係るコストの地域外流出を防ぎ、地域経済の活性化も期待できるものです。

こうした取り組みの必要性を多くの市民が理解し、自ら実行していくための環境教育・環境学習を進めていく必要があります。



参考資料：異常気象による災害

近年、大雨や激しい暴風等、異常気象により、数十年に一度のレベルの災害が頻発し、土砂災害や河川の氾濫が起っています。

この異常気象の原因は、大気中の温室効果ガス濃度の増加に伴い、長期的に気温が上昇する「地球温暖化」であるといわれています。

異常気象は、極端現象ともいわれ、極端な高温、低温や強い風雨など、特定の指標を超える現象のことを指します。

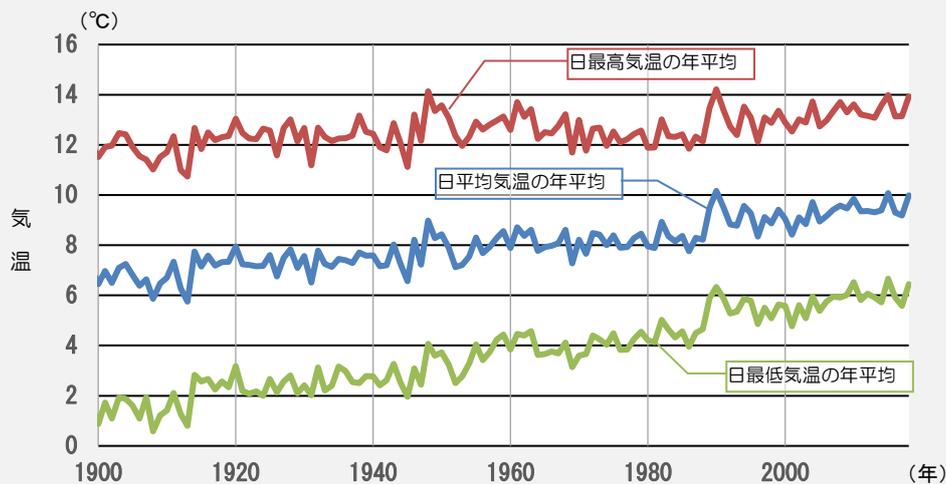


2014年(平成26年)9月11日
清田区有明地区



参考資料：札幌の気温の変化

札幌の平均気温は、1900年からの約100年間で2℃以上上昇しています。



気象庁のデータを札幌市が編集

⁶ 【化石燃料】 石炭、石油、天然ガスなど、過去の動植物の遺骸が変化して生成した燃料。燃やすと大きなエネルギーを得ることができるが、CO₂などの温室効果ガスを大量に放出する。

----- この分野で理解を促すこと -----

- ◎ エネルギー消費と温暖化との関連、省エネ行動の必要性とその方法について
- ◎ 住宅のエネルギーロスの状況や、省エネ家電や高効率機器⁷、高断熱・高气密住宅などの必要性について
- ◎ 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の特徴や、エコドライブの重要性とその方法、公共交通機関の利点について
- ◎ エネルギーの地産地消や、温室効果ガスの削減に向けた再生可能エネルギーの利用について
- ◎ 地球温暖化によりすでに異変が起き始めていることや、温暖化の進行による今後の予測について

 **参考資料：住宅のエネルギーロスの抑制**

家庭の省エネルギーを進める上では、省エネ性能の高い冷暖房機器を選択するとともに、住宅そのものの省エネ性能を上げることも重要です。エネルギー消費が少ない家のことを省エネルギー住宅といいます。

省エネルギー住宅は、夏は「日射遮蔽(しゃへい)」により外からの熱を室内に侵入させず、冬は「断熱」により室内の温かい空気を逃がさないため、冷暖房のエネルギー消費を抑え、快適に過ごすことができます。

また、省エネルギー住宅は、カビやダニの発生を抑制し、構造材の腐朽の原因となる結露も少なく、さらに、部屋の間の温度差も少なくなるため、ヒートショック（急激な温度変化により身体が受ける影響のこと）による健康被害も防止できます。

なお、冷暖房機器等による省エネ性能の向上に加え、断熱性能に優れ、太陽光などによりエネルギーを創り出すことで、一次エネルギー消費量（空調・給湯・照明・換気）の年間収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅「ZEH(ゼッチ)（Net Zero Energy House）」が注目されています。

⁷ 【高効率機器】 省エネ効果の高い電化製品や熱源機器のこと。空気中の熱を集めて利用するヒートポンプエアコンや、発電の際の排熱を有効利用するコジェネレーションシステムなどがある。



▼FCV（Fuel Cell Vehicle＝燃料電池自動車）

札幌市では、将来的な水素社会の形成に向けて、水素エネルギーに対する市民等の理解促進を図るとともに、FCVの普及、FCVの燃料である水素を供給する水素ステーションを早期導入することで、道内の水素需要を札幌から創出し、拡大するための取り組みを進めています。



札幌市が導入したFCV

FCVは、水素と酸素の化学反応を利用する、燃料電池によって発電した電気エネルギーでモーターを回して走行する自動車で、走行時には水しか排出しません。

燃料となる水素は、再生可能エネルギーで発電した電気を利用して製造できることから、製造から利用までCO₂フリーの「究極のエコカー」として期待されています。

▼公共交通利用促進

札幌市では、まちのほぼ全ての場所に地下鉄、JR、市電、バスなどの公共交通機関で移動することができます。可能な限り公共交通を利用することで、道路の渋滞やCO₂排出量が減り、環境にやさしいまちになります。

札幌市の公共交通の利用者数は、2012年度（平成24年度）以降微増しているものの、過去30年間では10%以上減少しています。一方で、自動車の保有台数は年々増加しています。

札幌市では、市内の公共交通機関の運行時刻や乗り継ぎ経路などをパソコンや携帯で調べることができるWEBサイト「さっぽろえきバスナビ」（<http://ekibus.city.sapporo.jp/>）を関係交通事業者の協力を得て運営しているほか、電話（札幌市コールセンター 011-222-4894）による情報提供も行っているなど、誰もが公共交通機関を利用しやすいような取り組みを行っています。

札幌市の現在の充実した公共交通ネットワークを維持していくことは、低炭素社会の実現にもつながります。そのためには、市民一人一人が、公共交通機関や自動車を賢く使い分けることがとても重要です。



公共交通機関の例

参考資料：再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、石油・石炭などの化石燃料と違い、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない、優れたエネルギーです。再生可能エネルギーには、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱のほか、生物由来のバイオマスなどがあります。



太陽熱温水器
(札幌市次世代エネルギーパーク)

(3) 循環型社会の実現に関すること

都市においては、さまざまな資源やエネルギーを利用して生産された製品を大量に消費し、最終的に廃棄物として処分しています。

札幌市では2009年（平成21年）に、家庭ごみ有料化を含む「新ごみルール」を導入したところ、家庭から出る燃やせるごみの量は大幅に減少し、清掃工場の一つを廃止することができました。また、事業ごみも減少傾向にあり、市民・事業者の高い環境意識により、環境への負荷は着実に少なくなっています。

今後、持続可能な社会をさらに発展させていくためには、限りある天然資源の消費を抑制し、環境負荷を下げるため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rを最優先に、再生利用（リサイクル）を含めた3Rの重要性について、市民・事業者が理解し、取り組んでいくことが求められています。

このために、循環型社会を築いていくことの必要性やごみの排出ルール、リサイクルの方法、適正なごみ処理に関する情報などを丁寧に伝え、一人一人の行動につなげる環境教育・環境学習が必要です。

----- この分野で理解を促すこと -----

- ◎ 循環型社会が求められる理由について
- ◎ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の重要性とその方法について
- ◎ 限りある埋立地の長寿命化について
- ◎ 持続可能な消費につながる地産地消・フェアトレードや、環境に優しい製品・サービスの購入、エネルギーの選択などのエシカル消費⁸について
- ◎ プラスチックによる海洋汚染問題について
- ◎ ライフスタイル・事業活動の転換につながるグリーン購入⁹の意義について

クリーンミーティング



札幌市では、2018年（平成30年）3月に策定した「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、これまでのごみ減量・リサイクルに加えて、2R（リデュース・リユース）の取り組みや、家庭ごみ全般の分別・排出方法をテーマに、各清掃事務所の職員が地域を訪問し、出前講座を実施しています。

実施内容	<ol style="list-style-type: none">1 ごみの減量や分別、札幌市の現状の解説2 容器包装プラスチックや雑がみの分別のポイントなどの説明3 新スリムシティさっぽろ計画と2R（リデュース・リユース）の説明4 リサイクルの方法や小型家電などの回収拠点の紹介	
------	--	--

⁸ 【エシカル消費】 消費者それぞれが、環境問題などの社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。

⁹ 【グリーン購入】 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

リユース、食品ロス削減



▼リユース（古着回収）

札幌市では、家庭で不要になった古着を、回収拠点にて無料で回収し、再利用（リユース）する取り組みを進めています。この取り組みを多くの市民に知ってもらい、ごみの減量と古着の有効活用を推進します。



古着回収協力店のステッカー

札幌クリーニング協同組合と協定を締結し、市民に身近で利便性の高い「クリーニング店」（一部）で古着を回収しています。

▼食品ロス削減（日曜日は冷蔵庫をお片づけ、2510 スマイル宴）

日本では、年間2,842万トンの食品廃棄物等が発生しています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は646万トンにもなります。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（2015年（平成27年）で年間約320万トン）の約2倍に相当し、食品ロスを国民一人当たりで換算すると”お茶碗約1杯分（約139g）の食べもの”が毎日捨てられていることとなります。

家庭における食品ロスの発生要因としては、過剰除去（野菜や果物の皮を厚くむき過ぎる等、食べられる部分まで除去して廃棄すること）、食べ残し、手付かずのまま捨てられる食品（手付かず食品）が挙げられます。

札幌市内の家庭から出る食品ロスは、年間約2万トン発生しているため、札幌市では、週に1度、日曜日に冷蔵庫の中をチェックして、使いきり・食べきりで食品ロスを減らす取り組みの「日曜日は冷蔵庫をお片づけ。」を呼び掛けています。

また、札幌市では、宴会や会食の開始後25分間と終了前10分間は料理を楽しみ、食べ残しを減らすための取り組み「2510（ニコット）スマイル宴（うたげ）」を推奨しています。

※ 食品廃棄物等、食品ロスの量は、2015年度（平成27年度）の推計値。

参考資料：レジ袋の削減

レジ袋は、限りある天然資源である原油から作られるプラスチック製品です。

したがって、お店でレジ袋を断ることは、天然資源を節約することにつながります。また、レジ袋の製造、加工、焼却に伴いCO₂が発生するため、地球温暖化の原因になります。そのため、レジ袋を使わないことは、温室効果ガスの抑制にもつながります。

レジ袋は、軽いので飛散しやすい上、自然状態では分解が進みません。海や山などの行楽地では、散乱ごみとなって環境に悪影響を与え、野生動物が誤飲するなどの被害も出ています。また、大きさが手ごろで、かつ、結びやすい取っ手によりポイ捨てされやすいことから、ごみの増加・まちの美化の阻害要因にもなっています。

マイバッグの積極的利用で、一人一人がレジ袋をもらわない・増やさないと心掛けをすることが環境保全につながります。

参考資料：プラスチックによる海洋汚染

最近、海洋に浮遊したり、海岸に漂着したりするなどの、プラスチックによる海洋汚染が問題となっています。これは、海上においてプラスチックを廃棄したり、また、陸上で捨てられたものが大雨などにより流されたりしたものです。発生した地点から遠くまで運ばれることにより、汚染が広い範囲に及ぶことが特徴です。こうしたプラスチックには、ペットボトルや食品容器などのほか、洗顔料や洗濯用洗剤等に含まれる微粒子状のマイクロプラスチックがあり、これらは、自然界での分解が困難なことから、半永久的に環境中に残り、海の環境や生物・生態系への影響が懸念されています。

プラスチックによる海洋汚染をできるだけ抑えていくためには、今後、プラスチック製品の使用を、可能な限り抑制していくことが重要で、このためにも、私たちは環境への影響を考えて消費を行うことが求められます。また、購入したものであっても、繰り返し使ったり、使い終わったら分別してリサイクルしたりするなどの取り組みが重要です。

消費者教育



消費者の自立を支援するための教育を指し、悪質商法や特殊詐欺などによる消費者被害を防ぐための教育に加え、持続可能な社会の形成に向け、消費者が自主的かつ合理的に行動するための教育も消費者教育に位置付けられます。

札幌市では、「次世代につながる消費生活の推進」を重点課題の一つとして、これまでに、

- 1 環境教育と連携した、社会的な影響を意識した行動推進のための消費者教育講座
- 2 持続可能な社会の形成に向けた、ごみ減量・リサイクルに関する行動の喚起と促進のためのイベントや出前講座等
- 3 環境プラザからの省エネルギー・省資源などのエコライフに関する情報発信
- 4 無駄なく、賢く、省エネ・節電を楽しむ暮らし方の啓発

などを行ってきました。

今後も引き続き、エシカル消費をはじめとした、持続可能な社会の形成に向けた消費者教育を推進していきます。

参考資料：フェアトレード

フェアトレードとは、「公平な貿易」や「公正な貿易」と訳され、開発途上国の生産者・労働者の公正な賃金や労働条件を保証するために、適正な価格で生産品を購入し、先進国の市場で販売するしくみのことをいいます。

開発途上国の生産者・労働者の自立や生活改善を図るだけでなく、環境破壊をしない持続的な生産技術や原料を使うことを原則とするなど、環境保護にも配慮して行われています。

このフェアトレードを「まちづくり」の中で広げる活動を推進する自治体を「フェアトレードタウン」に認定する仕組みがあり、2019年（平成31年）1月現在、世界で2,100都市以上が認定を受け、札幌市も国内5番目の認定に向けて取り組みを進めています。

札幌市は、フェアトレードを推進するまちとして、市民活動団体や大学等が中心となった「フェアトレードタウンさっぽろ戦略会議」とともに、持続可能な社会の形成に向けて取り組んでいきます。



国際フェアトレード
認証ラベル



フェアトレード団体
(FTO) マーク

(4) 自然共生社会の実現に関すること

私たちの暮らしは、食料や水、大気をはじめ、豊かな土壌、気候の安定など、生物多様性¹⁰を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恩恵は「生態系サービス」と呼ばれています。

しかしながら、過度の人間活動等がもたらした生き物の生息環境の変化や消失により、かつてないスピードで生き物の絶滅が進んでいるといわれており、将来の人間を脅かす事態につながっています。

都市部に住み、世界中から集まる多くの製品やサービスを消費する私たちは、見えないうちで生態系サービスの恩恵を受けていることから、自らの行動が世界全体の生物多様性の保全に関わっていることを認識しなくてはなりません。

地域の自然の保全はもとより、エネルギーや資源の消費量を抑制したり、持続可能な利用を推進したりすることで生物多様性が保全され、地球環境の安定や各種資源の源である世界全体の生態系サービスを守ることに繋がります。

人は生き物同士のつながりの中で存在しており、生物多様性を保全することが持続可能な社会の実現につながっていることを一人一人が理解し、自然環境への負荷を減らすライフスタイルに転換していくことが求められています。

また、札幌は周囲を豊かな自然に囲まれていることで、クマやシカなどの野生鳥獣が身近に生息しており、人間生活とのトラブルが生じやすい状況にあります。生き物同士のつながりを保全し、持続可能な社会を実現するためにも、野生鳥獣を排除するのではなく、いかに共生していくかを考え、実行する必要があります。

公園や水辺における身近なみどりは、さまざまな生き物が生息・生育する場所であり、そこで取り組まれる保全活動も、環境教育・環境学習につながるものです。

----- この分野で理解を促すこと -----

- ◎ 札幌の暮らしも世界の生物多様性の恵みに支えられて成り立っていることについて
- ◎ 生物多様性の喪失が地球環境問題になっていることについて
- ◎ 衣類や食品などの身の回りのもののライフサイクルについて
- ◎ 人と野生鳥獣との共生について
- ◎ 希少種の生息・生育環境の保全の重要性について
- ◎ 森林や水辺の役割について

¹⁰ 【生物多様性】 地球上の生き物の種の間にはさまざまな違いが存在すること、また、それらの種が持つ遺伝子にさまざまな違いが存在すること、そして、環境と生き物の相互作用で形成されるさまざまな生態系が存在すること。

札幌市版レッドリスト



札幌市では、市内に生息・生育する絶滅の恐れのある野生動物の現状を明らかにするとともに、生物多様性の保全に対する理解と取り組みの促進を図ることを目的として、「札幌市版レッドリスト」を公表しています。



「札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック」

市民参加型生き物さがし（さっぽろ生き物さがし）



札幌の自然環境の状況を把握することと、生物多様性に対する理解の促進を目的に、森林、草地、水辺などの環境の指標となる生き物を市民みんなで調べる一斉調査で、参加者から寄せられた結果を基に生き物マップを作成しています。



「案内チラシ」



「調査の手引き」



生き物さがしの様子



ヒグマやエゾシカ、キツネ、カラスなどの野生鳥獣との共生のためには、野生鳥獣がすみ自然を大切に守るとともに、むやみに餌を与えないなど、一定の距離を保ちながら上手に付き合っていく必要があります。

＜ヒグマとの共生＞

ヒグマは基本的に人を警戒し、人目を避けて行動する動物ですが、一度ごみを食べたヒグマは、ごみに執着し、市街地に出没したり、人につきまとったりするなどの行動を取る恐れがあります。そのため、山中などのヒグマの生息域に入った際は、絶対にごみを放置せず、必ず持ち帰らなければなりません。

札幌市では、ヒグマによる被害の防止とヒグマとの共生を両立するために、ヒグマの市街地侵入抑制策を中心とした未然防止の取り組みと、出没時の対応を適切に行うことを目的とした「さっぽろヒグマ基本計画」を2017年（平成29年）3月に策定しました。生物多様性の保全を前提とし、ヒグマとのあつれきを軽減することで、市民生活の安全の確保を図りながら、ヒグマとの共生を目指しています。



方針編 手引き編
「さっぽろヒグマ基本計画」

 参考資料：森林の機能と経済的価値、森林を守る制度

● 森林の機能、経済的価値

森林には、木材を生産する機能のほかに、洪水や濁水を緩和し、水質を浄化する機能や、土砂の流出や崩壊を防ぐ機能、CO₂を吸収し貯蔵する機能などがあります。

これら森林の機能を経済価値に置き換える試算を林野庁が行ったところ、日本全体で年間約75兆円（札幌市に換算すると年間約2,135億円※）という結果になりました（土砂流出防止などの国土保全機能：約64兆円、大気保全機能：約5兆円（うちCO₂吸収機能：1兆円、酸素供給機能：4兆円）など）。

これを森林1haあたりに換算すると、年間約300万円※になります。

※ 日本および札幌の森林面積：2,500万ha、7.1万ha

● 森林を守る制度

札幌には、森林の保全と活用を目的に民有林を買い取った「都市環境林」、森林所有者の協力により、自然との触れ合いの場として開放している「市民の森」、都市景観の形成や環境の保全などのために市街地の貴重な樹林地を指定した「特別緑地保全地区」などがあります。



白旗山都市環境林

第4章 環境教育・環境学習の進め方

環境教育・環境学習は、いろいろな場面や機会において、また、子どもから大人までのたくさんの人々に対して進めていく必要があります。

そのためには、札幌市や家庭、地域、市民活動団体、事業者などのさまざまな担い手が、それぞれの役割に合った活動を行うとともに、互いに協力しながら、環境教育・環境学習に取り組んでいくことが重要です。

札幌市は、環境教育・環境学習に関する取り組みを率先して行うほか、さまざまな担い手が円滑に活動できるよう支援をしていきます。

1 札幌市が主体となって推進する取り組み

人々が環境問題を理解し、環境保全の行動を進め、さらに多くの人に行動が広がるように、まずは札幌市が主体となって、さまざまな担い手（家庭・地域・市民活動団体・事業者など）と協力しながら、以下の取り組みを行います。

- (1) 学校などの教育機関等で行われる環境教育の推進
- (2) 「環境人材」の育成
- (3) 環境教育・環境学習の場と機会の充実
- (4) 普及啓発のための情報の発信・広報と行動の後押し

(1) 学校などの教育機関等で行われる環境教育の推進

子どもに対する環境教育・環境学習は、今後も取り組みの始まりであり中心であり続けます。

学校等における環境教育・環境学習では、自ら札幌の自然や環境を守り育てようとする意識・行動や、環境の保全に配慮した望ましい働き掛けのできる技能や思考力、判断力を育てることが大切です。

学校での環境教育は教科として独立しておらず、各教科（社会科、理科、保健体育科、技術・家庭科等）や特別な教科 道徳、総合的な学習の時間などにおいて行われています。

そのため、各教科等で学んだ環境問題を、体系的・計画的に理解を深めるように意識して実施することが必要です。

学校等では、周辺地域や事業者、札幌市などと連携し、専門家なども活用しながら、子どもたちおよび地域住民への環境教育・環境学習の機会を提供したり、PTAとも連携したりして、家庭での環境に配慮した具体的行動の啓発などを行うことも期待されます。

学校等で行われる環境教育・環境学習に関しては、次のような取り組みを行います。

- 自然体験学習や太陽光パネルを活用した授業など、環境に関する学習活動の研究実践や、エコスクール、エコアクション¹¹の取り組みなどにより、子どもたちが身近な題材を通して環境や平和と自分との関わりを考えたり、自分ができることに取り組んだりする教育活動を推進します。
- 学校等で実践されている取り組みをあらゆる人が自らの活動の参考にできるよう、ホームページなどにより情報発信を行います。
- 環境問題を体系的・計画的に理解を深めるための「カリキュラム・マネジメント（教育内容を編成し、実施、評価、改善するプロセス）」を推進します。
- 就学前の子どもに対する環境教育は、良い生活の習慣化に大きな影響を与えられことから、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて、環境保全意識を育てる活動に関する情報を収集し、それを広げていく取り組みを行います。

学校教育における研究実践の推進



札幌市では、札幌らしい特色ある学校教育の中核テーマである「雪」「環境」「読書」に関わる取り組みの充実のため、研究実践校における効果的な実践事例を普及・啓発する「札幌らしい特色ある学校教育推進事業」を実施しています。

テーマ「札幌の未来を見つめる【環境】」では、森の自然環境や生態系に触れる森林探検や太陽光パネルを利用した授業、札幌および札幌近郊の農家・農園等における農業体験に関する実践研究を行っています。



「森となかよし」～森林探検～
(森の自然環境や生態系に触れる)



太陽光パネルを活用した授業



酪農体験

¹¹ 【エコスクール、エコアクション】 札幌市の全ての市立幼稚園・学校が、「エコスクール宣言校」として、自校において節電、節水、ごみ減量などの取り組みを行っている。エコスクール宣言校では、「環境首都・札幌」の宣言日である6月25日の前後2週間を「さっぽろっこ環境ウィーク」とし、この期間を中心に「環境」をテーマとした「エコアクション」の取り組みを一斉に実施している。

幼児期の環境教育



環境に対する姿勢や問題意識は、幼児期の体験に大きく左右されるものです。そのため、幼児期には遊びを通して環境に興味や関心を持たせ、日々の生活で繰り返し実践できる活動が無理せずに行うことで、環境問題等への意識を高めることができます。例えば、園庭で野菜を育てる活動では、畑の草取りや水やりなど、苦労して育てた分、喜びも大きいものになります。栽培に取り組んだことへの満足感や充実感から、自分たちの身の回りの環境に対する関心が高まっていきます。

また、雪だるまづくりなどの雪遊びも、雪国ならではの環境教育・環境学習といえます。雪に触れる体験は、自然の面白さや暮らしそのものが自然と寄り添うものであることに気付くきっかけになります。



保育所での野菜の収穫体験

イ 環境教育教材などの提供

- ❑ 児童生徒等の発達の段階に応じた体験を通じて、環境について学ぶ機会が充実するよう、また、各学校等での教育活動において環境問題を取り上げやすくするよう、教科書を補足する環境副教材や環境教育の体験用教材などを提供していきます。
- ❑ 子ども一人一人が環境問題を身近に感じ、簡単にできる環境保全活動に気付くためのツールとして、引き続き、エコライフレポート¹²を各小中学校に提供していきます。

札幌市環境副教材



学校における環境教育は、社会科、理科、保健体育科、技術・家庭科や特別な教科 道徳、総合的な学習の時間など複数の教科にわたっています。札幌市では、学校での環境教育をより効果的に行うために、市内の小中学生を対象に環境副教材を作成し、配布しています。

副教材は、毎年、小学校教員で構成されるワーキンググループを設置して、改訂を実施し、新1・3・5年生に配布しています。



「1・2年生用環境副教材」

ウ 教員向けの研修の実施

子どもたちへの適切な環境教育を行うためには、まず教員が環境教育の意義や必要性を十分に理解することが重要です。

そのため、教員が環境に関する情報を収集して、授業の改善や充実に活用していくとともに、学校生活において子どもたちの手本となるよう、環境に配慮した行動を日々実践し、その姿勢を見せていくことが必要です。

- ❑ 学校における環境教育を実践する担い手を育てるため、札幌市教育センターにおいて、環境教育に関する専門的研修講座を実施します。
- ❑ 学習指導要領等で示されている「持続可能な社会の創り手」の育成に対応し、SDGsなどの基本知識を習得するための研修を教員向けに実施します。

¹² 【エコライフレポート】 子どもたちが、継続してエコ行動を実践してもらうことを目的として、夏休みと冬休みの前に、全市立小中学生にエコライフレポート（用紙）を配布するもの（2008年度（平成20年度）の冬休みから全市立小中学校を対象に実施）。休み中に取り組んだ結果は、学校ごとに集計し、それを「CO₂排出量」に換算し、フィードバックしている。なお、この取り組みは、本人のエコ行動の実践のみを目的としているのではなく、児童・生徒が家庭でのエコ行動の声掛け役となり、家族みんなに環境に配慮した行動を意識し、実践してもらうことも目指している。

エ 学校向けの環境教育施設・設備の整備

- 学校施設に設置した太陽光発電設備や、地域に生育する植物が繁殖できる緑化、ビオトープなどを教材として活用した環境教育を進めていきます。

第1章

第2章

学校太陽光発電設備など



札幌市では、市立学校に太陽光発電設備と太陽光発電計測表示システムを導入してきました。これらの設備は、太陽光パネルの発電量と日射量等を比較する学習などに活用されています。



太陽光発電設備
(新琴似緑小学校)

また、学校で使用する電気、ガス、水について、その使用量やCO₂排出量等をグラフや数値、イラストで「見える化」するための表示設備を一部の学校で整備しました。この設備は、環境教育の教材として活用されています。



エネルギーの「見える化」モニター
(百合が原小学校)

第3章

ビオトープ



ビオトープとは、ドイツ語で「生き物のすみ場所」という意味です。

学校ビオトープとは、学校の敷地内に、地域に生息する昆虫などの生物の小生活圏として設けられた草地や池などの空間のことで、人と自然との共存などを体験的に学ぶ、環境教育の教材です。

なお、市内の公園では、平岡公園に設けられ観察の場となっているほか、厚別山本公園では約6haのビオトープを造成中（2019年（平成31年）春供用予定）です。



学校ビオトープ



平岡公園のビオトープ

第4章

第5章

(2) 「環境人材」の育成

環境教育・環境学習で重要となる体験活動や実践活動は、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を行っている「環境人材」の協力の下で行うことが有効です。

市内各所で自然体験活動などの環境教育・環境学習を行っている人や、特に優れた環境保全活動を行っている専門家の情報を収集し、活動の質の向上を支援するための取り組みを行います。

また、このような人材の活躍の場を増やしていくことで、さらに環境人材の育成が進みます。

ア 専門家派遣制度の推進

- 環境保全アドバイザー・環境教育リーダーなどの専門家派遣制度を活用し、学校や地域、事業者などで行われる環境教育を支援します。また、これら専門家の活動の質を維持するための研修等を行います。
- 事業者の省エネを推進するための省エネ技術者を養成し、必要とされる事業者に派遣します。

環境保全アドバイザー・環境教育リーダー制度



札幌市では、環境保全アドバイザー・環境教育リーダー制度を設け、市民が自ら環境活動を進められるよう支援しています。派遣を通じて、多くの人が環境保全活動の中心となり、活動の場を広げていくことを目指しています。

▼環境保全アドバイザー

「都市と環境」や「水辺の環境」、「自然観察・自然保護」などの8つの分野の専門家を、「環境保全アドバイザー」として派遣しています。派遣の対象は、地球環境、自然保護、リサイクル、ごみ問題などをテーマとした研修会や学習会などです。

▼環境教育リーダー

リーダー育成研修を修了した人を、「環境教育リーダー」として派遣しています。派遣の対象となるのは、植物、野鳥、昆虫、水生生物などの自然観察や、温暖化、ごみ、エコライフ分野の指導、解説などです。人材派遣を通じて学校や市民による自主的な環境教育・環境学習を支援しています。



環境保全アドバイザーの講義



環境教育リーダー派遣

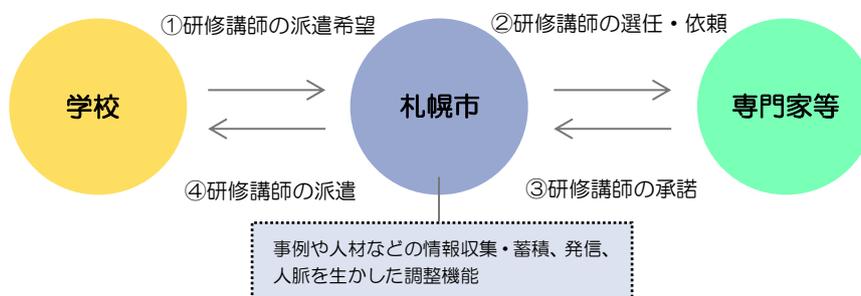
イ 専門家、学校、市民活動団体、事業者などとの協働

札幌市全体で環境教育・環境学習を推進するため、さまざまな担い手（家庭・地域・市民活動団体・事業者など）による環境保全活動を、地域社会全体の活動へと広がりを持たせていく必要があります。

札幌市は、市民の模範として環境に配慮した行動を率先することはもちろんのこと、さまざまな担い手と協働し、活動を支援する中心的役割を担うとともに、道内自治体とも連携を推進します。

- ❑ 中間支援組織¹³の構成団体の得意分野を生かし、環境教育・環境保全活動を行う団体の要望を受けて、研修会や講習会の講師を紹介したり、各種専門分野に関する相談をしたりするなど、各団体の連携を深めます。
- ❑ 生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークなどの環境教育・環境学習関連団体の協力体制を強化し、活動の場や幅を広げる支援を行います。
- ❑ 学校や地域における出前授業や自然体験活動等の環境教育において、外部の専門家や市民活動団体・事業者などの協力が必要とされていることから、外部専門家等と学校や地域とをつなぐコーディネート機能を充実・強化させ、その活動を支援します。
- ❑ 自然学習等の環境体験などを通じた道内自治体との連携を推進します。

<専門家と学校を結び付けるコーディネート機能のイメージ>



特に学校では、学習の効果を上げるため、教職員と専門家との密接な連携が大切です。プログラム作成の段階から授業の趣旨や児童生徒等の発達の段階等について十分に情報交換し、また、専門家の授業への関わり方等について十分に意思疎通を図り、教職員と専門家が適切に役割分担して授業を行う工夫が必要です。

¹³ 【中間支援組織】 行政や地域など、さまざまな組織との間に立って、情報提供やアドバイス、コーディネート等のサポートを行う組織のこと。市内には、環境省北海道環境パートナーシップオフィス、公益財団法人北海道環境財団、札幌市環境プラザおよびNPO法人北海道市民環境ネットワークの4つの中間支援組織で構成する「環境中間支援会議・北海道」がある。

(3) 環境教育・環境学習の場と機会の充実

学校等の教育機関等以外の場で行われる環境教育・環境学習を支援するため、環境関連施設や「体験の機会の場」の充実を図り、施設間の連携も推進します。

また、イベント等での普及啓発に加え、活動の表彰などを通じて、環境教育・環境学習が活性化するように支援します。

ア 場の充実

札幌市の環境活動の拠点施設「環境プラザ」をはじめとする市内の環境関連施設は、その活動が環境教育・環境学習の入り口の機能を果たしていることを意識し、各施設で実施する行事や展示物を通じて、より多くの市民に対して環境保全の大切さを伝えていきます。

- 環境関連施設の展示内容の工夫や、企画、イベントなどの充実によって、より多くの人にとって知ってもらうことで、環境問題に関心を持つ人を増やす取り組みを行います。
- 環境関連施設間の連携を推進し、来場者に他の施設の案内をしたり、イベント情報の共有をしたりするなど、環境問題に触れる機会を増やす取り組みを行います。
- 環境関連施設において、市民活動団体や事業者などの環境教育・環境学習活動の場を広げる機会を作ったり、関係者で共有したりすることにより、活動の幅を広げていく取り組みを行います。
- 民間が所有する土地や建物で行われている自然体験活動等（農業体験や森林整備の重要性の学習、環境に配慮した食の取り組みなど）を「体験の機会の場」として認定します（促進法第20条に規定されている制度）。認定された「体験の機会の場」をインターネットを通じて公表することにより、体験活動へ参加しようとする人への情報提供を行います。

札幌市環境プラザ



札幌市環境プラザは、札幌市環境基本条例に基づき2003年（平成15年）9月に開設した、いろいろな環境問題について知ったり考えたりすることができる、札幌市における環境活動の拠点施設です。

市内中心部に位置し、交通の便も良いことから、多くの学校に授業で利用されています。

また、展示物等の見学利用のほか、相談窓口を設けることで、環境に関する疑問に答えています。

なお、2018年（平成30年）2月に、利用者のさまざまなニーズに応えることができるよう、施設の一部を改修しました。



小学生の見学

動物園の環境教育



円山動物園は、「命をつなぎ 未来を想い 心を育む動物園」を基本理念として、生物多様性の「保全」と、自然の大切さと動物の魅力を伝える「教育」を重点項目に置き、動物たちを通じて、小中学校の児童・生徒たちに、命の大切さや動物たちの生態、さらに私たちの生活にも密接に関係する地球規模の環境問題を伝えるなど、さまざまな取り組みを展開しています。



「子どもの1日飼育係」



総合学習

札幌市次世代エネルギーパーク



太陽光や風力発電などの新エネルギーを積極的に導入し、市民が新エネルギーを見て触れて理解できる施設として、2011年（平成23年）11月に円山動物園内にオープンしました。太陽光発電や風力発電、雪冷熱利用等の設備があり、動物との触れ合いを楽しみながら、地球環境問題について学ぶことができます。



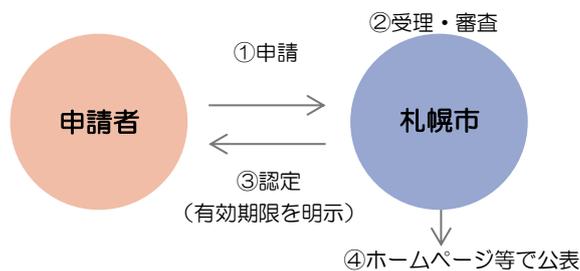
動物科学館内にある「触(さわ)れる地球」



雪冷熱利用

（雪が解けた冷水をリッサーバンドの冷房として利用）

<「体験の機会のある場」の認定手続きフロー>



イ 機会の充実

- ❑ 将来の環境保全の主力を担う子どもたちに環境問題に関心を持ってもらうよう、普及啓発イベントを開催します。
- ❑ 市内各所で行われている子どもを主とする環境保全活動の情報を収集し、発信するなど、それらの活動を促進するよう支援します。
- ❑ 大学生などと子どもとの環境をテーマとした交流を通じて、環境教育の手法を学ぶことができるような場を提供するなど、若年層の活動を支援します。
- ❑ 先進的な取り組みを発表・共有する機会を提供し、表彰などを行います。
- ❑ 消費者教育、まちづくり活動などの機会を捉えて、専門家派遣や出前講座、さっぽろ市民カレッジなどにより、環境問題に関心を持ち、行動する人を増やす取り組みを行います。
- ❑ 環境に関する相談窓口を活用し、環境に関する興味を持った市民への支援を行います。
- ❑ さっぽろエコメンバー登録制度¹⁴や生物多様性さっぽろ応援宣言¹⁵企業・団体への登録を促進します。
- ❑ 地域での環境保全活動や企業のCSR¹⁶活動の情報を収集し、発信することなどによって後押ししていきます。

環境広場さっぽろ



「環境広場さっぽろ」は、産学官民が日頃の環境への取り組みを発信し、環境技術や商品、サービス等の普及を図るとともに、来場者一人一人がエコライフを実践するための情報を取得し、地球環境を守るための行動につなげ、さらには未来を担う次世代の育成を目指す、東北以北で最大級の総合環境イベントです。

1998年（平成10年）から毎年開催しており、子ども連れの親子を中心に、毎年2万人以上の市民が来場し、環境問題に関する展示や体験型ワークショップなどを通して「みらいへの想い」を深めています。



環境広場さっぽろ 2018

¹⁴ 【さっぽろエコメンバー登録制度】 環境にやさしい取り組みを自主的に行っている事業所を「さっぽろエコメンバー」として登録し、その活動を他に紹介することにより、環境に配慮した取り組みの輪をさらに広げることを意図した制度。

¹⁵ 【生物多様性さっぽろ応援宣言】 生物多様性の保全に積極的に取り組んでいる企業・団体を登録し、札幌市がその取り組みをPRし、企業・団体の支援をする制度。

¹⁶ 【CSR】 Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略。企業は社会的存在として周囲の利害関係者（取引先、消費者、従業員、地域住民等）に責任ある行動を取るべきという考え方。CSRは企業の信頼構築や競争力向上につながると考えられている。

札幌市の生涯学習



生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習のことで、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行われています。

札幌市では、さまざまな生涯学習に関する施設を運営していますが、その中核施設である札幌市生涯学習センターでは、高度で継続的かつ体系的な学習機会を提供する「さっぽろ市民カレッジ」を開設し、環境に関する分野の講座も実施しています。



さっぽろ市民カレッジ（植樹体験講座）

(4) 普及啓発のための情報の発信・広報と行動の後押し

家庭や学校、地域、市民活動団体、事業者などにおける自主的な環境活動が円滑に行えるよう、関連情報を取りまとめ、効果的に情報提供を行うほか、多くの市民に向けても、自ら課題として捉えてもらうように働き掛けを行うイベントや広報活動を行い、市民一人一人が環境に配慮した選択や行動を自発的に行えるような後押しを行います。

広報活動に際しては、マスメディア（新聞や雑誌、フリーペーパー、テレビ、ラジオなど）、広報誌、ポスター、インターネット（ウェブページやSNS¹⁷）など多様な媒体の中から効果的なものを選択し、それぞれの情報の受け手に届きやすい手法によって行います。

- ❑ 環境問題に関する市民向け普及啓発イベントや、さまざまなデータ、環境関連施設に関する情報を、インターネットなどを利用して発信し、関心を持つ人を増やしていきます。
- ❑ 環境首都・SAPPOROとして、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を推進していることを周知する広報活動を行い、市民生活において環境に配慮した行動が選択されるように促します。
- ❑ 事業者が環境配慮等の状況に関する説明責任を果たすために作成する「環境報告書」を収集し、展示することなどにより広く共有します。

¹⁷ 【SNS】 Social Networking Service の略。人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービスのことで、ツイッターやインスタグラム、フェイスブックなどがある。趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」などの共通点やつながりなどを通じて、情報の拡散が速いという特徴がある。

2 さまざまな担い手に期待される取り組み

環境教育・環境学習は、社会を構成する多様な担い手が参加し、協働して取り組んでいくことが重要です。

ここでは、環境教育・環境学習を行うさまざまな担い手（家庭・地域・市民活動団体・事業者など）に期待される取り組みを示します。

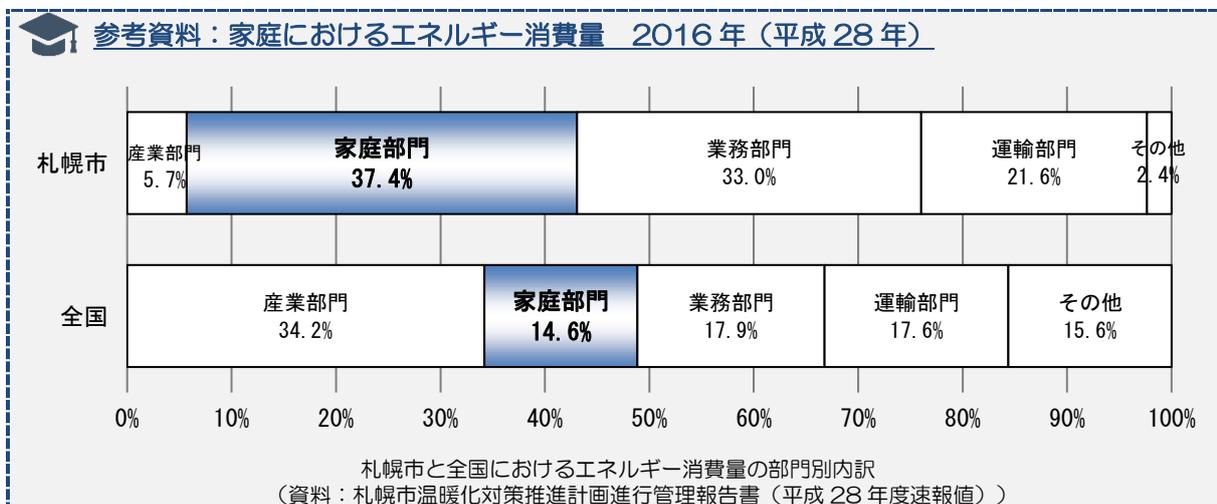
なお、札幌市は、環境教育・環境学習を主体的に進めるとともに、さまざまな担い手が円滑に連携できるような支援を行います。

(1) 家庭

札幌は、全国平均と比べて、地域のエネルギー消費量に占める家庭部門の割合が高いなど、他地域よりも家庭生活が与える環境への影響が大きいことが特徴です。そのため、家庭生活における省エネ対策やごみの減量などの取り組みは、環境問題解決に大きく貢献するものです。

同時に家庭は、日常生活における環境に配慮した行動の実践の場として、重要な役割を担っています。親と子どもがこれまでの日常生活を見直し、環境に配慮した生活などについて話し合い、また、お互いが教え合い、環境に配慮した行動を定着させていくための出発点となることが期待されます。

また、家族で野外に出掛けて自然との触れ合いを経験したり、一緒に環境関連施設に行ったり、環境イベントや町内会の行事に参加したりすることを通じて、環境や命を大切にすることを育むことも重要です。



(2) 地域

ア 地域で行われる活動

町内会をはじめ、老人クラブや子ども会、児童会館など、地域にあるさまざまな組織は、それぞれ特有の目的を持って組織され、活動しています。

それぞれの組織が持つ地域の安全確保や住民同士のコミュニティ維持といった目標は、持続可能な社会の形成と同じ方向にあるといえます。

従前から実施している活動であっても、環境への貢献という意味付けをすることにより、環境教育・環境学習の場となり得るので、活動を通して地域の人たちに環境保全の意識を広げていくことが期待されます。

町内会のお祭りや花植え活動



町内会・自治会などで行う、地域の人々が交流するためのお祭りや、花壇の整備やごみ拾いなどのまちの美化活動は、「町内会活動」「まちづくり活動」と位置付けられています。ごみの分別を行いながらお祭りを実施することや、まちをきれいにし、草花を育て、自然を豊かにすることは、環境教育・環境学習につながる活動とも捉えることができます。



町内会の花植え活動

児童会館での活動



市内の児童会館においても、さまざまな環境保全に関する取り組みが行われています。例えば、窓や壁面に張ったネットなどに、つる性の植物（つるありインゲンなどの野菜）を這わせて、カーテンのように覆う「グリーンカーテン」をつくることで、建物を涼しくしながら野菜の栽培ができる一石二鳥の活動が実施されています。

そのほか、自分たちの住む地域をきれいにする清掃活動なども行われています。



グリーンカーテン



清掃活動

イ さまざまな組織の連携・協働

環境に関連する市民活動団体や事業者などには、町内会などあらゆる担い手と積極的に連携・協働し、地域における環境活動のコーディネートなどを行うことが期待されます。

さらに、地域で行われる野外活動など、年齢に関係なく環境について学べる場では、世代を越えた人のつながりが期待でき、生涯学習の場として活用していくこともできます。

また、札幌市では、地域に開かれた園・学校づくりを進めていることから、幼稚園や学校との連携・協働も期待されます。

(3) 市民活動団体・事業者など

ア 職場内での環境教育・環境学習

市民活動団体や事業者などは、事業活動を行う上で環境に負荷を与えることは避けられないことを認識し、環境に配慮し、持続可能な社会に貢献する運営を行うことが、事業継続にとってますます重要になっています。

その際、SDGsで掲げる目標に向けた事業活動を進めることが、その事業価値を高めることにもつながり、さらに、そのような付加価値の高い事業活動に携わっているという意識が、経済、社会の発展や働きやすい職場づくりに結び付く、という視点を持ちながら取り組んでいくことが大切です。

環境マネジメントシステムを取り入れている事業者を含め、各事業者においては、職場研修の機会などを通じて事業活動と環境負荷についての研究を行うなど、環境教育・環境学習に取り組んでいくことが期待されます。

研修などの機会を通じた事業活動と環境負荷についての研究



事業者の省エネルギー研修

イ 地域社会への貢献

事業者も地域の一員として、まちの美化、緑化、清掃活動などへの積極的な参加を通じて、地域の環境保全に寄与することが期待されます。

また、独自の専門能力を生かして、例えば学校に講師を派遣したり、地域住民に向けて施設の見学会を行ったりするなど、環境教育・環境学習の場の提供も期待されます。

第5章 環境教育・環境学習の推進体制と点検等

第1章

1 推進体制

本方針に基づく取り組みを着実に進めるため、取り組みの実施状況や効果などを定期的に点検・評価する「札幌市環境教育・環境学習基本方針推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を、学校・家庭・市民活動団体・事業者などにより構成します。

2 点検・評価・改善

本方針に基づく環境教育・環境学習の取り組み状況をはじめとして、特徴的な取り組み事例を集め、推進委員会での点検・評価を踏まえて、環境白書や各課において実施した事業の報告書等により公表します。

この点検結果のほか、環境問題に関する社会情勢や国内外の動向、札幌の環境の変化なども考慮し、必要に応じて、柔軟に対象とする分野や進め方の見直しを行っていきます。

3 本方針の見直し

施行後10年をめぐりとして、社会情勢や環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、取り組み状況の点検・評価結果に基づいて、本方針の見直しを検討します。

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

もくじ

1	前方針に基づく取り組みの実績と評価	46
	(1) 前方針の概要	46
	(2) 取り組みの実績	47
	(3) 取り組みの評価	49
	(4) 札幌市環境教育基本方針推進委員会委員名簿	50
2	改定までの検討経過	51
	(1) 会議等の開催経過	51
	(2) ワークショップの開催概要	52
	(3) パブリックコメント・キッズコメントの実施概要	55
3	札幌市の主な環境関連施設	56
4	法令等の関係条文	60

1 前方針に基づき取り組みの実績と評価

(1) 前方針（平成 19 年（2007 年）3 月改定「札幌市環境教育基本方針」）の概要

基本理念	持続可能な社会をつくるため、環境の保全・創造に向けた意識を持ち、自ら考え行動する「人」と「人と人とのつながり」を育てます
-------------	--

環境教育を進める視点	
ア	自然やいのちを大切に感じる感性を養って
イ	エコライフの実践を目指して
ウ	体験を重視して
エ	生涯にわたって
オ	札幌市の自然や社会特性を踏まえて
カ	国際的な視点に立って

それぞれの場の役割	
ア	家庭 ⇒
イ	学校 ⇒
ウ	地域 ⇒
エ	職場 ⇒
オ	札幌市 ⇒

環境教育を進める取り組みの柱	
□ 人材の育成	自ら考え環境に配慮した行動をできる人を増やすよう、環境に配慮した行動を促すことのできるリーダーとなる人材を育成する。
□ 情報の共有・活動	環境教育の指導や学習に必要な情報を手に入れやすくするため、特にリーダーが必要とする情報を整理、体系化して共有する。
□ プログラムの作成	一定レベルを保った効果的な環境教育の実践を進めるため、指導する上での手引きとなるプログラムを作成する。
□ 機械づくり・場づくり	学習者のニーズに合った環境教育の機会が行きわたるようにする。また、環境教育関連施設を環境教育の拠点として機能させる。

環境教育の取り組みの重点化	
□ 重点化するテーマ【地球環境問題への対応】	深刻化する地球環境問題解決のため、世界共通の認識に立って、自分たちができるところに気づき、行動を起こす。
□ 重点化対策【子ども（学校）】	子どもの頃から環境に配慮した生活習慣を身に付けることにより、生涯にわたって行動が実践され、その行動が次世代に引き継がれることや、子どもへの環境教育により、大人の環境意識も育つことがねらい。 1日の大半を過ごす学校生活から受ける影響は大きいことから、学校が重要であった。

重点化する3つの行動	
ア	省エネ行動を進めます！ 地球環境問題に対応し、環境に配慮した行動に大きな広がりを持たせるための、日常生活に密着した誰もが身近に取り組み始める行動。
イ	ごみ減量・リサイクルを進めます！ 地球温暖化問題の解決に重要な CO ₂ 削減を進めるため、一人一人がライフスタイルを見直し、省エネ行動を定着させる。 4 R (Refuse (断る)、Reduce (減らす)、Reuse (繰り返し使う)、Recycle (資源として再利用)) をライフサイクルとして定着させ、自分の生活に合わせて取り組みやすい行動から実践する。
ウ	水とみどりを守り育てます！ 体験を通じて、水とみどりなどの自然を学ぶ機会を設け、水とみどりの大切さを理解し、守り育てる。

基本方針推進のための方策	
ア	具体的な取り組みの明示
イ	推進体制の強化
ウ	基本方針の評価と改善

(2) 取り組みの実績

取組主体	事業名(実施年度)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
環境局・教育委員会	環境副教材(平成13年度～)	241人	319人	398人	635人	456人	472人
	かんざようみらいカップ (平成16年度～)	—	—	—	740人	800人	800人
	環境教育へのクリリック募金 (平成18年度～)	28校	31校	28校	29校	26校	49校
	校外学習バス貸出(平成19年度～)	10社	9社	8社	7社	8社	8社
	バス利用回数	43校	54校	69校	88校	70校	61校
	特記事項	94台	115台	152台	184台	153台	133台
	取組率(夏)	—	—	対象に中学校を追加	モデルコース作成	—	—
	取組人数(夏)	小中学校計13校で試行 実施	17.6%	81.9%	85.0%	87.6%	90.5%
	取組率(冬)	16.2%	24,635人	114,286人	116,837人	119,363人	122,683人
	取組人数(冬)	22,963人	64.2%	86.6%	89.9%	92.1%	91.8%
	小学校	—	8校	4校	5校	5校	5校
	中学校	—	4校	5校	6校	5校	5校
	その他	—	—	1団体	1団体	—	—
	対象	—	—	小学5・6年生 (年3回発行)	小学4～6年生 (年4回発行)	小中学生 (夏冬2回発行)	小中学生 (夏冬2回発行)
	特記事項	—	—	—	—	対象を小中学生に拡大	—
エネルギーに関する環境教育(平成23年度～)	—	—	—	—	対象が原小中学校にエネルギー等使用量の表示設備設置	—	
トピックとなる取り組み	札幌市環境プログラムの作成	—	—	—	学校における環境教育の実践事例集	—	
教育委員会	「教育課題研修コース(環境教育Ⅰ～Ⅱ)」	実施	—	—	—	—	—
	「教育課題研修コース(環境教育Ⅰ～Ⅲ)」	—	実施	実施	実施	実施	実施
	「初任者研修(環境教育の基礎)」	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	環境に関する研究実践事業	—	—	—	—	5校	7校
	さっぽろっこ農業体験	—	—	10校	10校	20校	30校
トピックとなる取り組み	—	—	札幌市学校教育の重点として「環境」を位置付け	全市立幼稚園・学校でエコスクール宣言の取り組み開始	—	—	
環境プラザ	派遣件数	38件	39件	26件	37件	33件	37件
	利用者数	2,604人	2,780人	2,024人	2,087人	2,498人	2,332人
	派遣件数	24件	19件	44件	55件	74件	101件
	利用者数	1,523人	1,220人	2,311人	2,415人	3,717人	5,620人
	施設利用者数(平成15年度～)	44,067人	47,092人	45,515人	48,679人	56,331人	78,430人
ホームページアクセス件数(平成15年度～)	79,658件	83,266件	152,416件	153,785件	116,185件	128,034件	
トピックとなる取り組み	—	—	アウトリーチ事業「環境プラザがやってきた」開始	環境プラザにエコクラブ設立	北海道教育大札幌ファイナルワーク受入れ	土曜日ワークショップエコ+1実施 見学ツアーに各種アクティビティ導入 見学ツアーパンフレット作成、配布	

取組主体	事業名(実施年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累計 (19~30年度)	
環境局・教育委員会	環境副教材(平成13年度~)			市立小学校の新1・3・5年生に配布					
	かんざようみらいカップ (平成16年度~)	フットサル	375人	188人	236人	268人	272人	289人	4,149人
	卓球	800人	850人	850人	1,090人	1,138人	1,138人	1,219人	8,287人
	環境教育へのクワリク募金 (平成18年度~)	寄贈校数	36校	51校	44校	47校	43校	36校	448校
	協力企業数	9社	9社	9社	8社	8社	8社	8社	—
	利用校数	46校	34校	50校	59校	52校	49校	49校	675校
	校外学習用バス貸出(平成19年度~)	バス利用台数	94台	76台	99台	125台	110台	98台	1,433台
	特記事項	—	夏期寒作期におけるバスの手配が困難となり、実施期間を11~12月に変更	—	民間施設も含むの札幌近郊までの範囲を拡大してモデルコースを追加	—	—	—	—
	取組率(夏)	92.7%	93.2%	94.4%	94.2%	95.4%	95.4%	95.1%	—
	取組人数(夏)	125,023人	124,834人	126,663人	126,454人	127,610人	126,654人	126,654人	1,255,042人
	取組率(冬)	92.2%	91.7%	94.0%	94.5%	94.3%	93.1%	93.1%	—
	取組人数(冬)	124,416人	123,335人	126,217人	126,872人	126,380人	124,161人	124,161人	1,365,075人
	小学校	5校	3校	4校	4校	2校	3校	3校	48校
	中学校	5校	3校	7校	6校	4校	4校	4校	54校
	その他	1団体	3団体	2団体	2団体	4団体	4団体	5団体	19団体
対象	小中学生 (夏冬2回発行)	小中学生 (夏冬2回発行)	小中学生 (冬1回発行)	—	—	—	—	—	
特記事項	—	—	最終号	—	—	—	—	—	
エネルギーに関する環境教育(平成23年度~)	—	—	—	—	—	—	—	—	
トピックとなる取り組み	—	—	—	—	—	—	—	—	
教育委員会	教員研修	「教育課題研修コース(環境教育I~II)」	—	—	—	—	—	—	—
		「教育課題研修コース(環境教育I~III)」	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—
		「初任者研修(環境教育の基礎)」	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—
	環境に関する研究実践事業	太陽光パネル、地域・外部人材活用	7校	10校	10校	9校	9校	5校	62校
		さっぽろっこ農業体験	30校	31校	33校	30校	30校	30校	254校
	トピックとなる取り組み	—	—	—	—	—	—	—	—
	環境保全アドバイザー (平成5年度~)	派遣件数	45件	39件	45件	45件	44件	40件	488件
		利用者数	2,748人	2,136人	3,056人	2,926人	1,398人	1,530人	28,119人
		派遣件数	142件	128件	106件	93件	100件	69件	955件
	環境教育リーダー (平成15年度~)	利用者数	8,475人	6,303人	5,149人	3,558人	3,869人	1,977人	46,137人
施設利用者数(平成15年度~)		57,869人	66,868人	68,068人	69,520人	71,323人	60,257人	714,019人	
ホームページアクセス件数(平成15年度~)	164,365件	167,899件	233,566件	134,700件	95,649件	67,743件	1,577,266件	—	
トピックとなる取り組み	—	環境プラザ主催教員向け研修、小学校出前授業開始	学生サポートカー制度開始、企業とのマッチングイベント作成、配布	インターネット・スキヤンプ in 札幌実施	—	—	—	—	

※ 平成30年度の実績は、平成31年1月31日現在のものです。

(3) 取り組みの評価

環境教育の取り組みの進捗状況や効果等の評価・検証を目的として、札幌市環境教育基本方針推進委員会を設置し、毎年2回程度、会議を開催してきました。

当該委員会では、2016年度（平成28年度）の会議において、前方針に基づく過去10年間の取り組みを、以下のとおり評価しました。

ア 人材の育成

「札幌らしい特色ある学校教育」におけるテーマの一つに「環境」が位置付けられたことで、学校教育における環境教育が大きく推進するとともに、環境局と教育委員会との協働事業などの連携も進み、一定の効果を上げてきた。

環境保全アドバイザー・環境教育リーダー制度についても、研修や実践を通じて、効果を上げているといえるが、利用団体の幅を広げる工夫や、利用団体自らがプログラムを実践できるような方向への誘導が課題である。

イ 情報の共有・活用

札幌市の環境教育に関する事業をホームページに掲載するなど、積極的に情報発信してきた。また、国や道と連携し、情報共有してきた。

今後は、環境プラザをさらに有効活用し、環境関連施設における相互の連携を促す取り組みなどが求められる。

ウ プログラムの作成

小学校向けの環境副教材を毎年度更新し、充実させてきた。また、「教育課程編成の手引き」に環境副教材の内容が反映されるなど、学校現場で活用されてきた。

環境プラザでは展示物を活用した環境教育プログラムの作成、出前授業、省エネ・節電の解説などを展開してきた。今後も継続的にプログラムを更新しながら充実させていく必要がある。

2008年（平成20年）3月に作成された冊子「札幌市環境教育プログラム」は、内容の更新が滞り、ここ数年は活用した実績もないため、更新の可否については慎重な検討が必要である。

エ 機会づくり・場づくり

エコライフレポートをはじめ、かんきょうみらいカップ、環境教育へのクリック募金、校外学習用バスの貸し出しなど、各種事業を充実させながら、継続して実施してきた。

今後は、各事業の効果を検証しながら、重点化や再構築など、不断の見直しを行っていく必要がある。

(4) 札幌市環境教育基本方針推進委員会委員名簿

2018年(平成30年)4月現在

分野	氏名	所属
学識経験者 (3人)	太田 俊一	北翔大学教授
	大沼 進	北海道大学大学院文学研究科教授
	増淵 哲子	北海道教育大学札幌校教授
学校 (4人)	小路 徹	札幌市立中島中学校校長
	野崎 猛	札幌市立宮の森小学校教頭
	福岡 翼	札幌市立中の島小学校教諭
	吉田 信興	札幌市立川北小学校校長
市民委員 (公募) (2人)	江田 美保	公募委員
	隅田 三恵	公募委員
その他 (5人)	荒山 睦子	札幌市PTA協議会副会長
	内山 到	公益財団法人北海道環境財団協働推進課長
	坂本 純科	NPO法人北海道エコビレッジ推進プロジェクト代表
	西塚 真人	北海道ガス株式会社総務人事部 広報グループマネージャー
	宮森 芳子	北海道地球温暖化防止活動推進員

(敬称略、分野ごとに五十音順)

2 改定までの検討経過

(1) 会議等の開催経過

● 札幌市環境教育基本方針改定に係るワークショップ（関係者向け）	
2018年(平成30年)2月26日 18:15~20:45	札幌市役所6階1号会議室
環境関連分野で活動する関係者20人が参加	
● 平成29年度札幌市環境教育基本方針推進委員会	
2018年(平成30年)3月26日 15:00~17:00	札幌市役所地下1階3号会議室
12人出席	
● 平成30年度第1回札幌市環境教育基本方針推進委員会	
2018年(平成30年)7月24日 15:00~17:00	札幌エルプラザ公共4施設2階会議室1・2
13人出席	
● 札幌市環境教育基本方針改定のためのワークショップ 「札幌市の環境教育・学習について」(市民向け)	
2018年(平成30年)8月25日 13:30~16:30	北海道建設会館8階A会議室
市民38人が参加(無作為抽出の市民3,000人に案内を送付)	
● 札幌市環境教育基本方針改定のためのワークショップ 「札幌市の環境教育・学習について」(実践者向け)	
2018年(平成30年)8月30日 18:15~20:45	札幌エルプラザ公共4施設2階会議室1・2
環境関連分野で活動する実践者32人が参加	
● 平成30年度第2回札幌市環境教育基本方針推進委員会	
2018年(平成30年)11月14日	札幌市役所18階第3常任委員会会議室
12人出席	
● パブリックコメント、キッズコメント募集	
2018年(平成30年)12月20日~2019年(平成31年)1月24日	
大人13人33件、子ども139人251件の意見応募	

(2) ワークショップの開催概要

本方針の策定に向けて、環境教育関係者、市民及び環境関連分野の実践者を対象に、計3回のワークショップを開催し、改定骨子案や改定素案について意見をいただき、内容に反映させています。

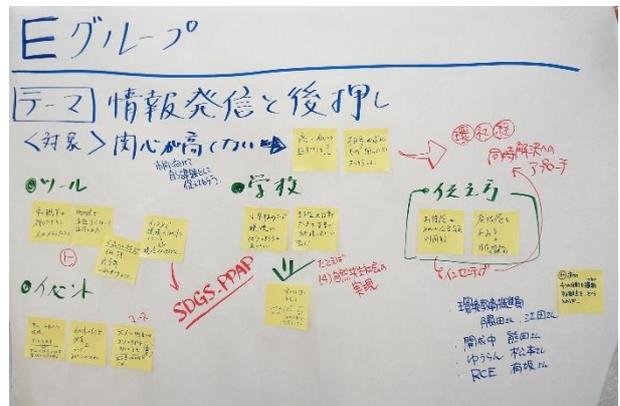
関係者	日時	2018年(平成30年)2月26日 18時15分から20時45分まで
	場所	札幌市役所本庁舎6階1号会議室
	参加者数	環境関連分野で活動する関係者(企業・NPO法人職員、環境関連施設職員、大学教授等)20人
	内容	環境教育基本方針の改定に係る骨子案について、どんなものにしたら良いか、意見交換
	主な意見	<ul style="list-style-type: none"> SDGsは自己満足にならないように、市民へしっかりと伝える必要がある 基本理念はもう少し分かりやすくし、メッセージ性の強いものにすべきである 子どもと大人を環境教育の対象にすることは理にかなっていると思う 無関心な人にもアピールできるような方針にすべきである コーディネート機能の充実はとても大切だと思う



市民	日時	2018年（平成30年）8月25日 13時30分から17時まで
	場所	北海道建設会館8階A会議室
	参加者数	無作為抽出により 3,000 人の市民に郵送にて案内文を送付し、参加の応諾をした 38 人
	内容	以下のテーマについて、意見交換 ◎ これまでに参加した環境教育や環境学習について ◎ 学んだことについて実践しているか、実践していない場合はその理由 ◎ 環境教育・環境学習を推進する4つの取り組み（学校等の教育機関等で行われる環境教育の推進、「環境人材」の育成、環境教育・環境学習の場と機会の充実、情報の発信と行動の後押し）について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信の手段として、フリーペーパーが有効だと思う ・ 企業の環境への取り組みを学校での出前講座で紹介する機会があるといいと思う ・ 環境教育を実践している企業を表彰すると、より一層活性化すると思う ・ 小さなことでもいいので、家庭でできる環境のための取り組みを増やすといいと思う ・ 環境活動の報告の場をつくると、励みになると思う 	



実践者	日時	2018年（平成30年）8月30日 18時15分から20時45分まで
	場所	札幌エルプラザ公共4施設2階会議室1・2
	参加者数	環境保全活動等の実践者（企業・NPO 法人職員、環境関連施設職員、大学教授、小学校教員、大学生、中学生等）32人
	内容	以下のテーマについて、意見交換 ◎ 環境教育・環境学習基本方針素案について ◎ 環境教育・環境学習を推進する4つの取り組み（学校等の教育機関等で行われる環境教育の推進、「環境人材」の育成、環境教育・環境学習の場と機会の充実、情報の発信と行動の後押し）について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 学校と町内会等の地域との連携による体験学習ができるといいと思う 環境学習できる施設はたくさんあるが、それらがどこにあるか、どんな学習ができるのかなどの情報が一元化されていないのではないか 環境学習の場に参加するためのきっかけづくりが必要である 定期的な学習を行う機会を設けることで、より効果の高い環境学習になると思う 「知らない人に教えてやる」といった立場の方針は、あまりいいものとはいえないと思う 	



(3) パブリックコメント・キッズコメントの実施概要

ア 意見募集期間

平成30年12月20日～平成31年1月24日（36日間）

イ 配布場所

- (ア) 札幌市役所 12階 環境局環境都市推進部環境計画課
- (イ) 札幌市役所 2階市政刊行物コーナー
- (ウ) 各区役所（総務企画課広聴係）
- (エ) 各まちづくりセンター
- (オ) 各児童会館
- (カ) 札幌市環境プラザ（北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ 2階）

ウ 実施結果（意見提出者）

- (ア) パブリックコメント
13人、33件
- (イ) キッズコメント
139人、251件

エ 意見内容の内訳

- (ア) パブリックコメント（一般向け）での意見の内訳

分類	件数	構成比
方針全体	1件	3.0%
はじめに	1件	3.0%
第1章 改定の背景と目的	2件	6.1%
第2章 基本的な事項	3件	9.1%
第3章 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習	19件	57.6%
第4章 環境教育・環境学習の進め方	5件	15.2%
第5章 環境教育・環境学習の推進体制と点検等	1件	3.0%
資料編	0件	0.0%
その他の意見	1件	3.0%
合計	33件	100.0%

- (イ) キッズコメントでの意見の内訳

分類	件数	構成比
○ みんなに学んでほしいこと		
1 健康で安全な生活環境を守る	53件	21.1%
2 地球温暖化を防ぐ	56件	22.3%
3 循環型社会を目指す	48件	19.1%
4 自然と共に生きる社会を目指す	49件	19.5%
○ たくさんの人に学んでもらうための取り組み		
1 学校での環境教育や環境学習	9件	3.6%
2 環境関連施設での環境教育や環境学習	9件	3.6%
3 環境活動に役立つ情報の紹介	5件	2.0%
その他	22件	8.8%
合計	251件	100.0%

3 札幌市の主な環境関連施設

(1) 札幌市環境プラザ

さまざまな展示物で環境について学ぶことができるとともに、環境に関する情報を発信するなど、札幌市における環境活動の拠点としての役割を担っている施設です。

展示物に実際に触れ、体験することで、楽しみながら環境について学ぶことができます。

住所 札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ公共4施設2階
電話 011-728-1667 FAX 011-728-1400
ホームページ <http://www.kankyo.sl-plaza.jp/>



(2) 札幌市博物館活動センター

札幌を中心に、日本の北に位置する石狩低地帯の自然とそこに関わる人を基本テーマにした自然史博物館を設立するための活動拠点です。札幌の自然やその成り立ちについて、約1億3千万年前からの大地の移動や環境の移り変わりなどを分かりやすく展示しています。

また、札幌近郊に生息する動物や植物の実物標本のほか、手に取ってみることができる昆虫や植物、岩石などの標本も展示しています。

住所 札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6
電話 011-374-5002 FAX 011-374-5014
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/museum/>



(3) リサイクルプラザ宮の沢

不用品の有効活用とごみ減量意識の向上・定着を図るための情報発信拠点として設置された施設です。

ごみの分別方法や生ごみたい肥の紹介コーナー、日用品のゆすり合いコーナー、リユース食器の貸し出しなどにより、暮らしに密着した展示や情報発信などを行うほか、大型ごみとして出された家具や自転車などをリユース（再利用）品として展示・提供しています。

住所 札幌市西区宮の沢1条1丁目 札幌市生涯学習総合センター1階
電話 011-671-4153 FAX 011-671-4156
ホームページ <http://www.sapporo530.or.jp/>



(4) 札幌市リユースプラザ

大型ごみとして出された家具や自転車などをリユース（再利用）品として展示・提供するほか、施設を活用したイベント、パネル展示やホームページを活用した情報発信など、ごみ減量の普及啓発を行う施設です。

土日・祝祭日などは、ごみ減量講座や生ごみのたい肥化講習会、子ども向け廃材工作教室、家具・自転車などのリフォーム教室などを開催します。

なお、併設されている「厚別地区リサイクルセンター」には、新聞、雑誌、段ボールのほか、毛布や小物金属類、蛍光灯など、さまざまな資源物をまとめて持ち込むことができます。

住所 札幌市厚別区厚別東3条1丁目1-10

電話 011-375-1133

ホームページ <http://www.reuseplaza.jp/>



(5) 白石清掃工場

建物の配置や美観などに配慮し、ごみの完全燃焼や排ガス処理設備によって、有害物質・有害ガスの発生を抑え、環境保全対策を徹底させた施設です。

集められたごみが処理される様子を見学できるほか、模型等の展示でごみ処理の歴史を学ぶこともできます。

なお、工場では焼却炉で発生した熱を利用して発電し、施設の電力をまかなっているほか、余った電力は電力会社に売電しています。

住所 札幌市白石区東米里 2170 番地

電話 011-876-1710

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shisetsuannai/334.html>



(6) 札幌市円山動物園

動物の飼育と展示を通して生命の尊さやつながりを伝え、人間と動物との関わりなどについて環境教育を行うとともに、ホッキョクグマやオオワシなど希少な動物の種の保存や調査・研究などの取り組みを行っています。

また、園内には、経済産業省資源エネルギー庁から認定を受けた、太陽光や風力発電などの新エネルギーを身近に体験できる次世代エネルギーパークもあります。

住所 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1

電話 011-621-1426 FAX 011-621-1428

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/zoo/>



(7) 札幌市豊平川さけ科学館

カムバックサーモン運動によって、豊平川にサケがよみがえったことを機に開館した、身近な水辺の生き物を学ぶための施設です。ふ化放流事業のほか、サケの仲間や札幌市内に見られる水辺の生き物を飼育展示し、豊平川を中心とした生き物の情報を発信しています。

なお、サケの仲間は、約 20 種類を一年中展示しています。

住所 札幌市南区真駒内公園 2-1
電話 011-582-7555 FAX 011-582-1998
ホームページ <https://salmon-museum.jp/>



(8) 札幌市下水道科学館

札幌市の下水道のしくみや下水道が水環境の保全に果たす役割などを、下水道のお仕事を体験しながら学ぶことができ、驚きや発見を実感する展示内容が数多く盛り込まれています。

また、隣接する下水処理場「創成川水再生プラザ」を見学することもできます。

住所 札幌市北区麻生町 8 丁目
電話 011-717-0046 FAX 011-717-0047
ホームページ <http://www.sapporo-src.com/kagakukan/>



(9) 札幌市水道記念館

展示室全体で大自然から都会そして海へと向かう水の旅を表現し、参加・体験をしながら、水道を通して自然環境と人間の関わりを考え、水や自然の大切さを感じ取ることができる施設です。

隣接する藻岩浄水場の見学や、水のろ過実験なども体験できます。

住所 札幌市中央区伏見 4 丁目
電話 011-561-8928 FAX 011-532-3327
ホームページ <http://www.swsa.jp/museum/>

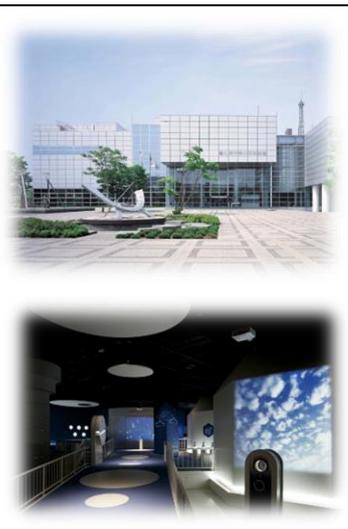


(10) 札幌市青少年科学館

科学と科学技術への興味・関心が高まるよう、「見て・触れて・考える」をコンセプトとした参加体験型の展示が多く、子どもから大人まで楽しく遊びながら学べる施設です。

また、北方圏をメインテーマの一つとしており、人工降雪装置や低温展示室など、札幌らしい特徴ある展示を備えています。

住所 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目2-20
電話 011-892-5001 FAX 011-894-5445
ホームページ <http://www.ssc.slp.or.jp/>



(11) 札幌市定山溪自然の村

定山溪の恵まれた立地条件を生かして、家族などの小グループを中心として、多様な自然体験や野外活動を行うことができる野外教育施設です。コテージや常設テント、テントサイトなどの施設があり、日帰り・宿泊での利用が可能です。初心者の方を対象としたプログラムを多数提供しているため、自然体験に馴染みのない方も気軽に利用することができます。

住所 札幌市南区定山溪（豊平峡ダム下流国有林野）
電話 011-598-3100 FAX 011-598-3104
ホームページ <https://www.sj-naturevillage.jp/>



(12) 札幌市北方自然教育園

市民の教育および文化の向上に資するための野外教育施設で、体験農場（水田、畑、果樹園、標本園）と自然観察林、学習館を有しています。水田では主に小学校5年生を対象として稲作体験を行っています。また、管内施設の学習館には、野鳥コーナーや常設展示室、特別展示室があり、貴重な昆虫、鳥、動植物、岩石や化石などを観察することができます。

なお、市立幼稚園・学校の教育活動を支援するために、植物教材として稲、ヘチマの苗を、昆虫教材としてコオロギ、カイコをそれぞれ提供しています。

住所 札幌市南区白川 1814 番地
電話 011-596-3567 FAX 011-596-3591
ホームページ <http://www.syaa.jp/hoppou/>



4 法令等の関係条文

札幌市環境基本条例（抜粋）	
【基本理念】	
第3条	<p>環境の保全は、市民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。</p> <p>3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。</p> <p>4 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。</p>
【施策の策定等に係る基本方針】	
第7条	<p>環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。</p> <p>(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。</p> <p>(2) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。</p> <p>(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。</p> <p>(4) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。</p> <p>(5) 環境に配慮した生活文化の形成を図ること。</p> <p>(6) エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量を促進すること。</p> <p>(7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。</p>
【環境基本計画】	
第8条	<p>市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 環境の保全に関する長期的な目標</p> <p>(2) 環境の保全に関する施策の方向</p> <p>(3) 環境の保全に関する配慮の指針</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項</p>

【札幌市環境白書】	
第9条	市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。
【市民及び事業者の参加の機会の確保】	
第16条	市は、環境の保全に関する施策を推進するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めるものとする。 2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。
【環境の保全に関する教育及び学習の推進】	
第17条	市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。 2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
【市民等の自発的な活動の支援】	
第18条	市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律 (環境教育等促進法) (抜粋)

【目的】

第1条

この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【定義】

第2条

3 この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

【地方公共団体の責務】

第6条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【都道府県及び市町村の行動計画】

第8条

都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

【体験の機会の場の認定】

第20条

自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
 - 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。
- 3 第1項の認定（以下この条から第20条の3まで、第20条の5、第20条の6、第20条の9及び第20条の10において単に「認定」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - 二 体験の機会の場の名称及び所在地
 - 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。
- 一 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - 二 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあっては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第1項各号に掲げる要件（第2項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 8 認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、第3項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【認定の有効期間】	
第20条の2	<p>都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。</p> <p>2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。</p>
【認定体験の機会の場合に係る周知等】	
第20条の3	<p>都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第20条第3項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。</p>
【報告、助言等】	
第20条の4	<p>認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場合の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場合の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。</p>
【認定の取消し】	
第20条の6	<p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 認定体験の機会の場合で行う事業の内容等が、第20条第1項各号に掲げる要件（同条第2項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。）に適合しなくなったとき。 二 認定民間団体等が、第20条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 認定民間団体等が、第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。 <p>2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。</p>

【大都市等の特例認定の取消し】

第 20 条
の 7

第 20 条、第 20 条の 2、第 20 条の 3 第 1 項、第 20 条の 4 及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場合として提供される土地又は建物の全部が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市（第 21 条の 5 第 6 項において「指定都市」という。）、同法第 252 条の 22 第 1 項 の中核市（第 21 条の 5 第 6 項において「中核市」という。）又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村（以下この条及び第 20 条の 9 において「指定都市等」という。）の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第 20 条、第 20 条の 2、第 20 条の 3 第 1 項、第 20 条の 4 及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、第 20 条第 5 項中「都道府県教育委員会」とあるのは「指定都市等の教育委員会」とする。

札幌市は、「環境首都」を宣言してから10年が経過したことを機に、今のことだけでなく将来のことを想像し、誰もが笑顔で暮らせるまちにしていくため、以下のとおり「環境首都・SAPPURO」みらいへの想いを定め、多くの市民や事業者と共有することを目指しています。

この「想い」は、本方針の基本理念、「みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます」にも反映されています。

「環境首都・SAPPURO」 みらいへの想い

私たちが住む札幌を、どんな街にしたいだろう。
今いる私たちだけじゃなく、これから育つ子どもたちのため、
これから訪れる人たちのため。

私たちの札幌が、どんな街であってほしいだろう。
今だけじゃなく、ここから先のみらいに向けて。

私たちは、地球という大きなみどりをつなぎ、みらいを想う、
世界でいちばんの街をつくりたい。
この街に住む人も、これから育つ子どもたちも、動物も植物も、
みんなが輝き満ちるみらいをつくりたい。

生活から、みどりを想い、
経済から、みどりを想い、
環境から、みどりを想う。

Think Green

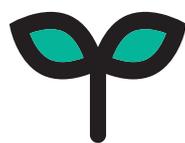
私たちが心から望めば、みらいはもっと輝き、みらいはもっと満ちるだろう。
私たちは、みらいを想う心を育み、みらいを想う市民でありたい。

「環境首都・SAPPURO」は、「みらいを想う人の街」をめざします。



2018年8月

札幌市環境局



札幌市環境教育・環境学習基本方針

〈発行〉2019年(平成31年)3月

〈企画・編集〉札幌市環境局環境都市推進部環境計画課

電話 011-211-2877 FAX 011-218-5108

URL http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kankyo_kyoiku/index.html

